

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

令和3年(2021年)



## 目 次

議案第 95 号 市道路線の廃止について	5
議案第 96 号 市道路線の認定について	12
議案第 97 号 不動産の取得について	21
議案第 98 号 不動産の取得について	25
議案第 99 号 不動産の取得について	30
議案第 100 号 不動産の取得について	33
議案第 101 号 不動産の取得について	36
議案第 102 号 不動産の取得について	39
議案第 103 号 不動産の取得について	42
議案第 104 号 不動産の取得について	45
議案第 105 号 不動産の取得について	48
議案第 106 号 不動産の取得について	51
議案第 107 号 業務委託契約の変更について	65
議案第 108 号 指定管理者の指定について	73
議案第 109 号 鎌倉市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例の制定について	74
議案第 110 号 令和 2 年度鎌倉市一般会計補正予算（第11号）	76
議案第 111 号 令和 2 年度鎌倉市一般会計補正予算（第12号）	85
議案第 112 号 令和 2 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	89
議案第 113 号 令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	92
議案第 114 号 令和 2 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	95
議案第 115 号 令和 2 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	98
議案第 116 号 令和 2 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	101
議案第 117 号 令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	104



市道路線の廃止について

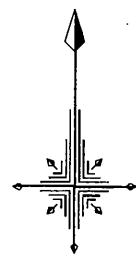
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m <sup>2</sup>	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	台 字 西 ノ 台	1429番7	台 字 西 ノ 台	1425番1	1.18～ 1.22	38.52	46.27	2
2	長 谷 三 丁 目	565番2	長 谷 三 丁 目	569番3	0.90～ 0.91	8.00	7.27	3
3	長 谷 三 丁 目	585番1	長 谷 三 丁 目	584番5	1.21～ 1.52	46.63	66.61	4



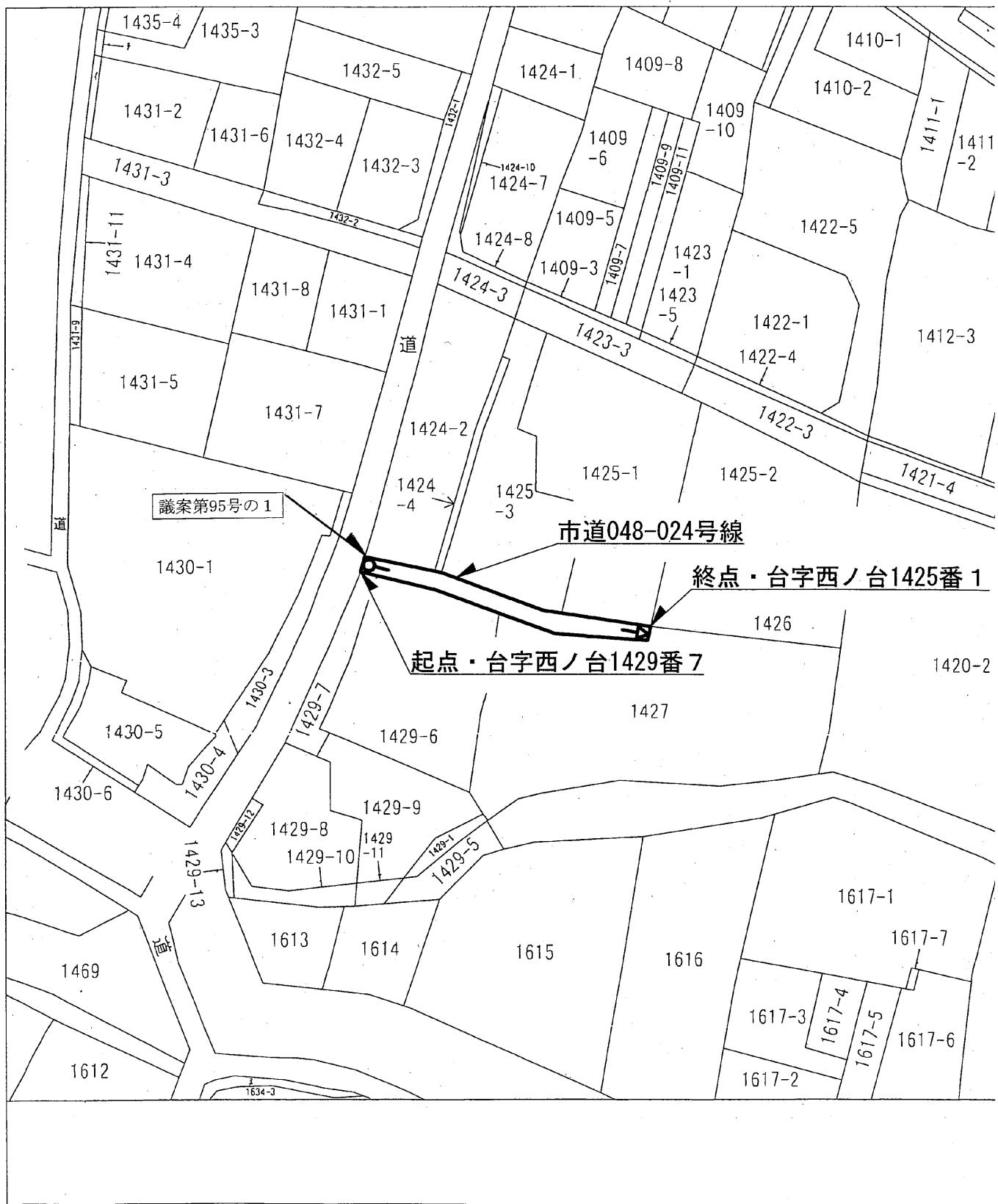
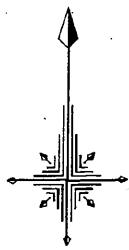
凡例 ■ 廃止箇所

# 案内図

## 図面番号 2

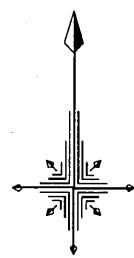


公図写  
図面番号 2

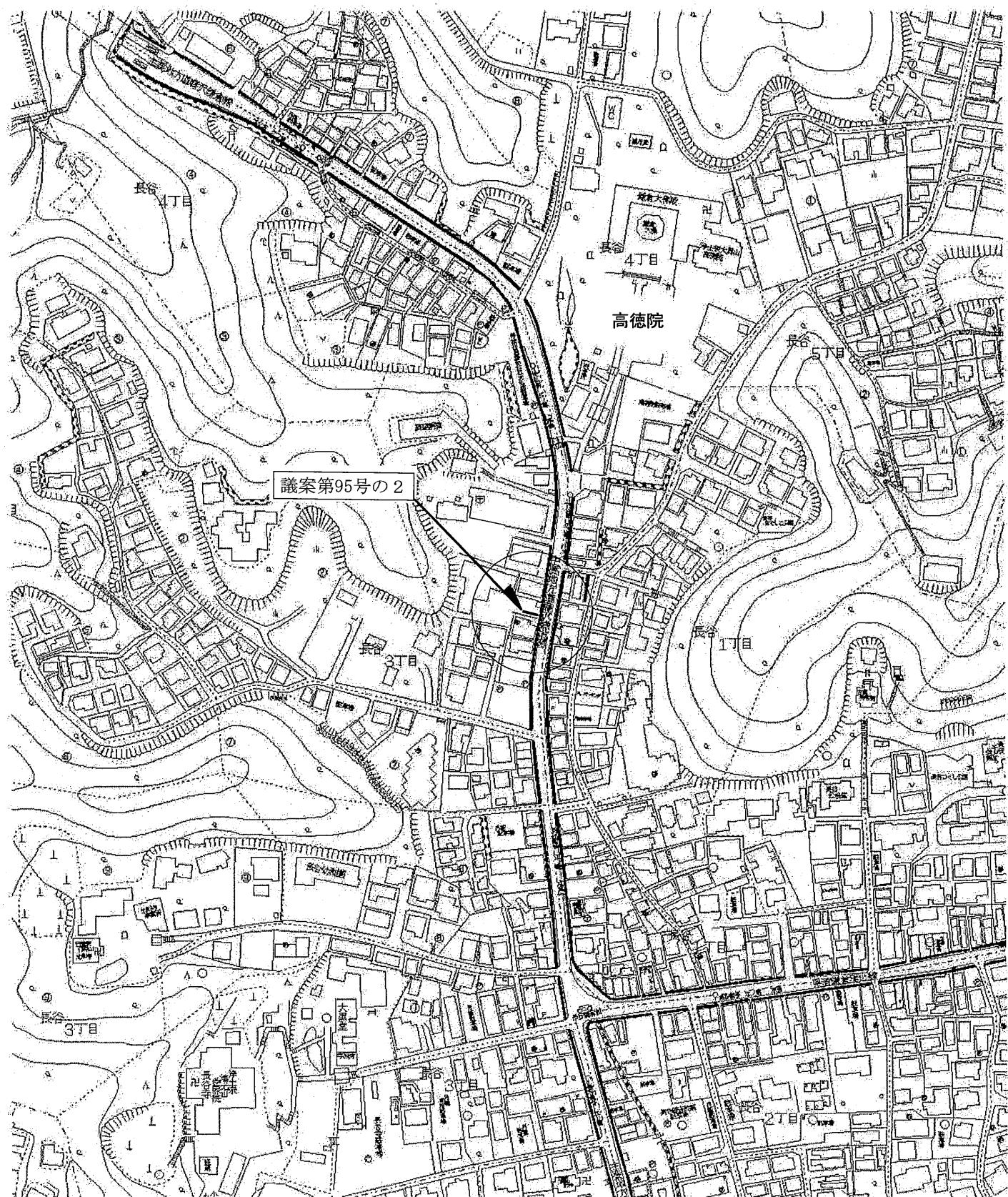


# 案内図

## 図面番号 3



凡例 ■ 廃止箇所

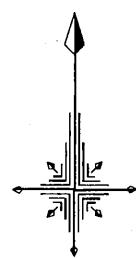


公図写  
図面番号3

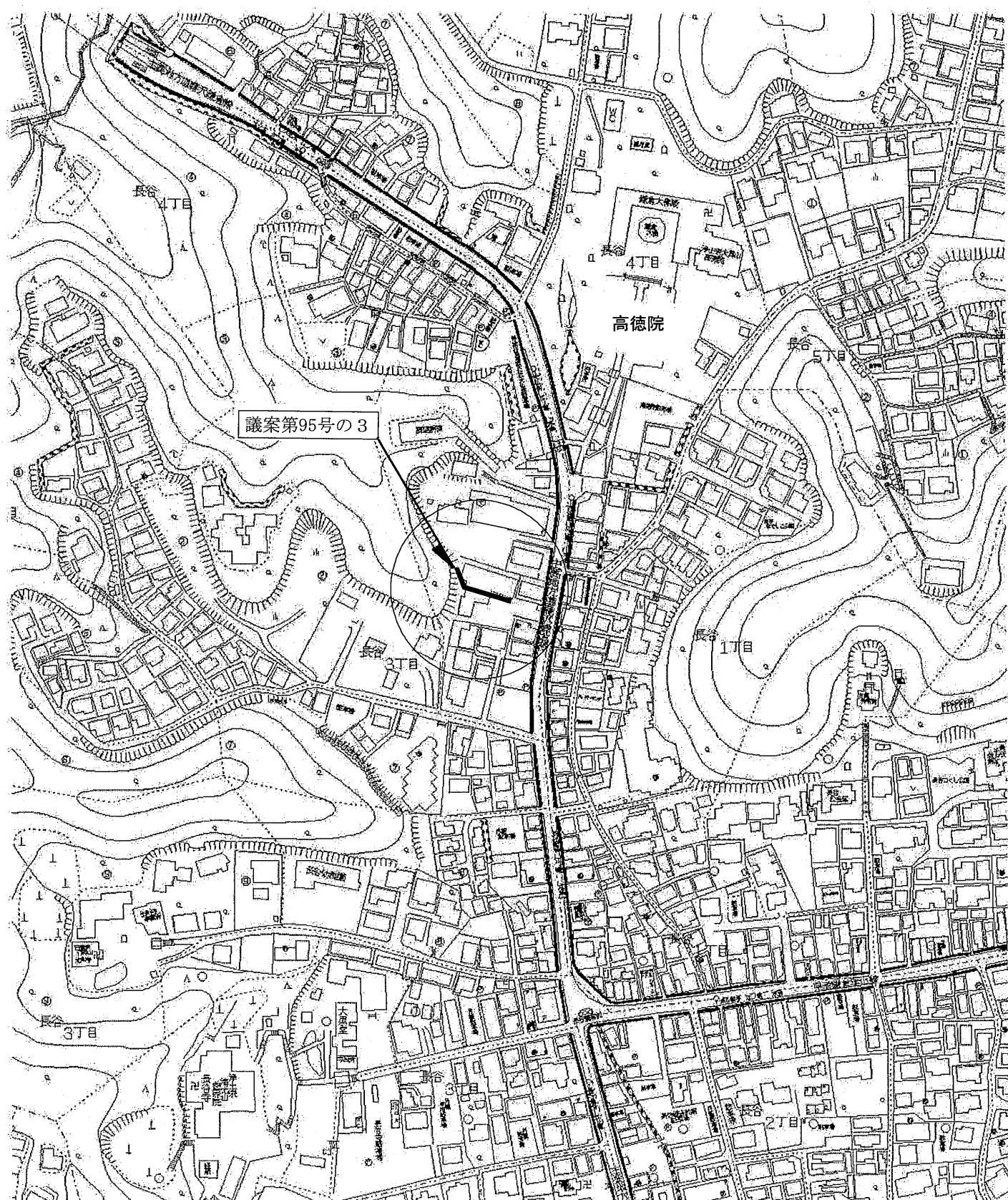


# 案内図

図面番号 4



凡例 ■ 廃止箇所



公図写  
図面番号 4



市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

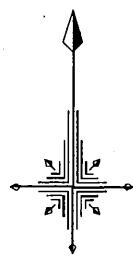
鎌倉市長 松尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m <sup>2</sup>	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	台字 西ノ台	1429番7	台字 西ノ台	1425番3	1.18～ 1.21	21.21	25.25	6
2	佐助 一丁目	537番14	佐助 一丁目	537番19	5.00～ 9.25	40.48	236.40	7
3	山ノ内字 藤源治	885番3	山ノ内字 藤源治	885番6	4.50～ 8.93	40.89	239.03	8
4	台 三丁目	800番1	小袋谷 一丁目	352番3	2.80～ 7.03	99.92	392.38	9

# 案内図

## 図面番号 6



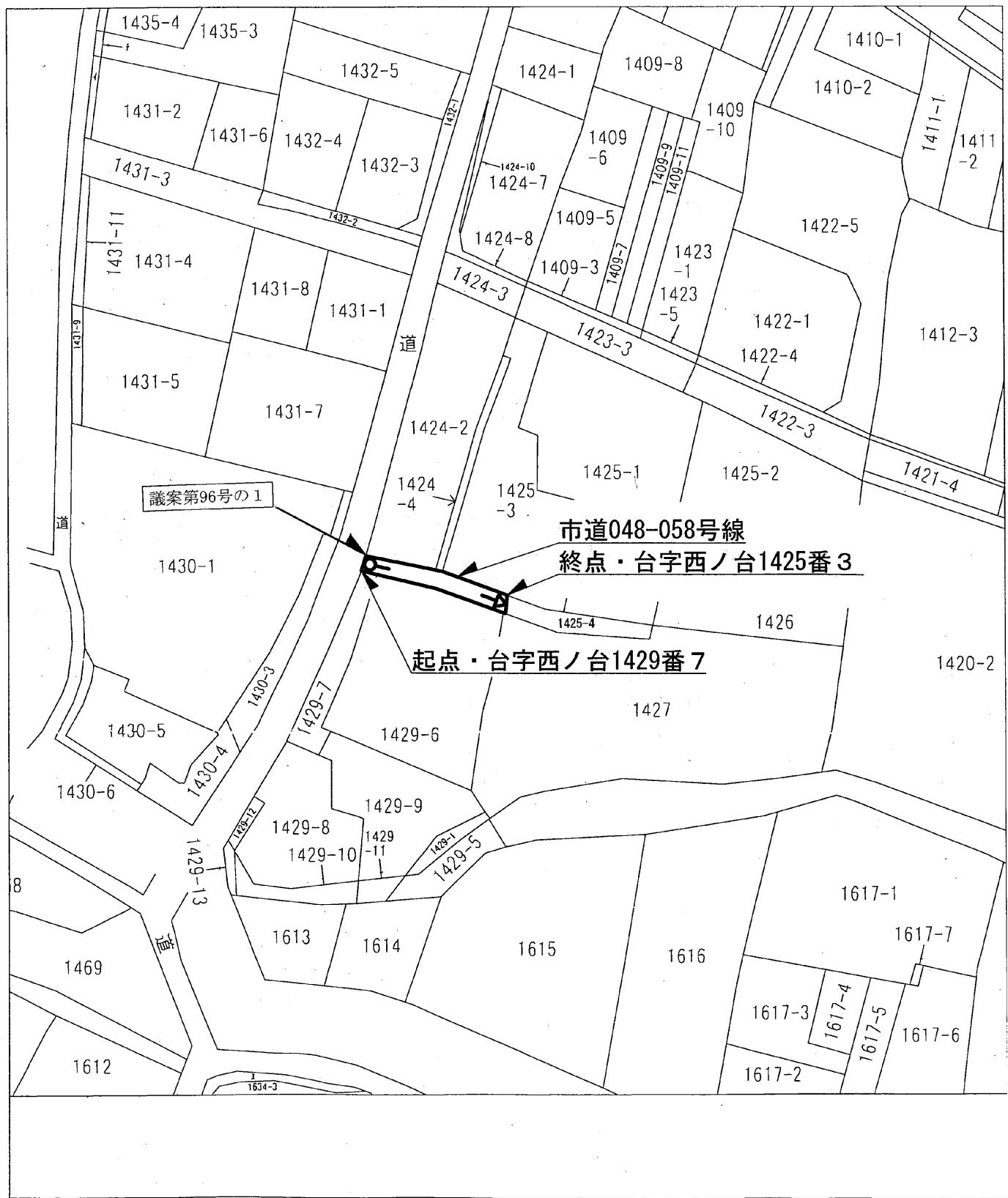
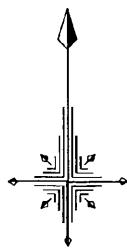
凡例



認定箇所

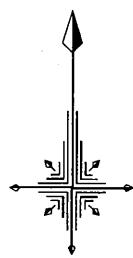


# 公図写



# 案内図

## 図面番号 7

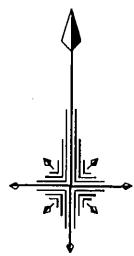


凡例

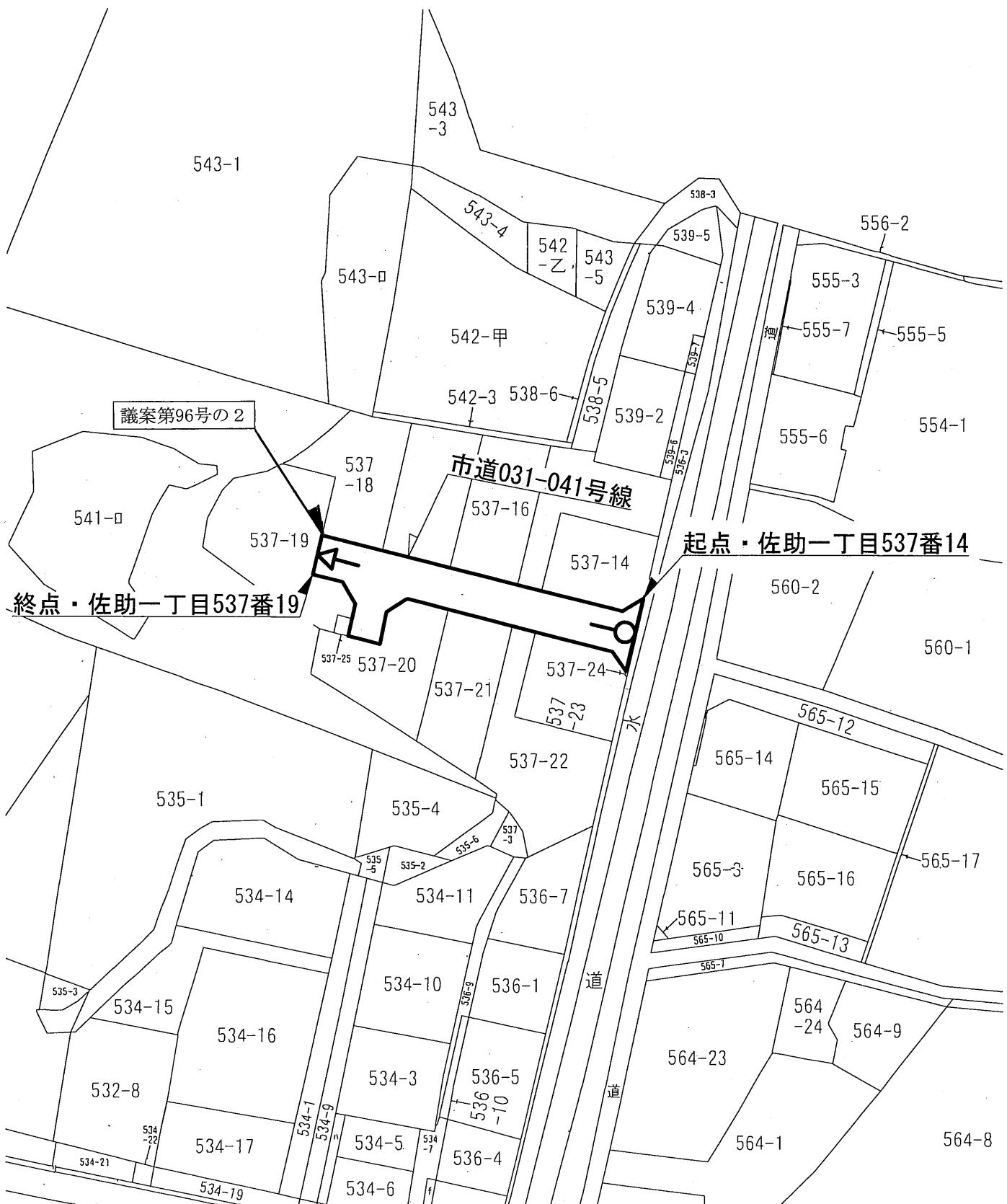


認定箇所



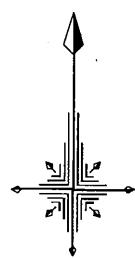


# 公図写



# 案内図

## 図面番号 8

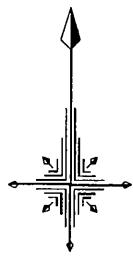


凡例



認定箇所



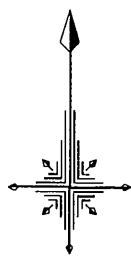


写図公  
図面番号 8



# 案内図

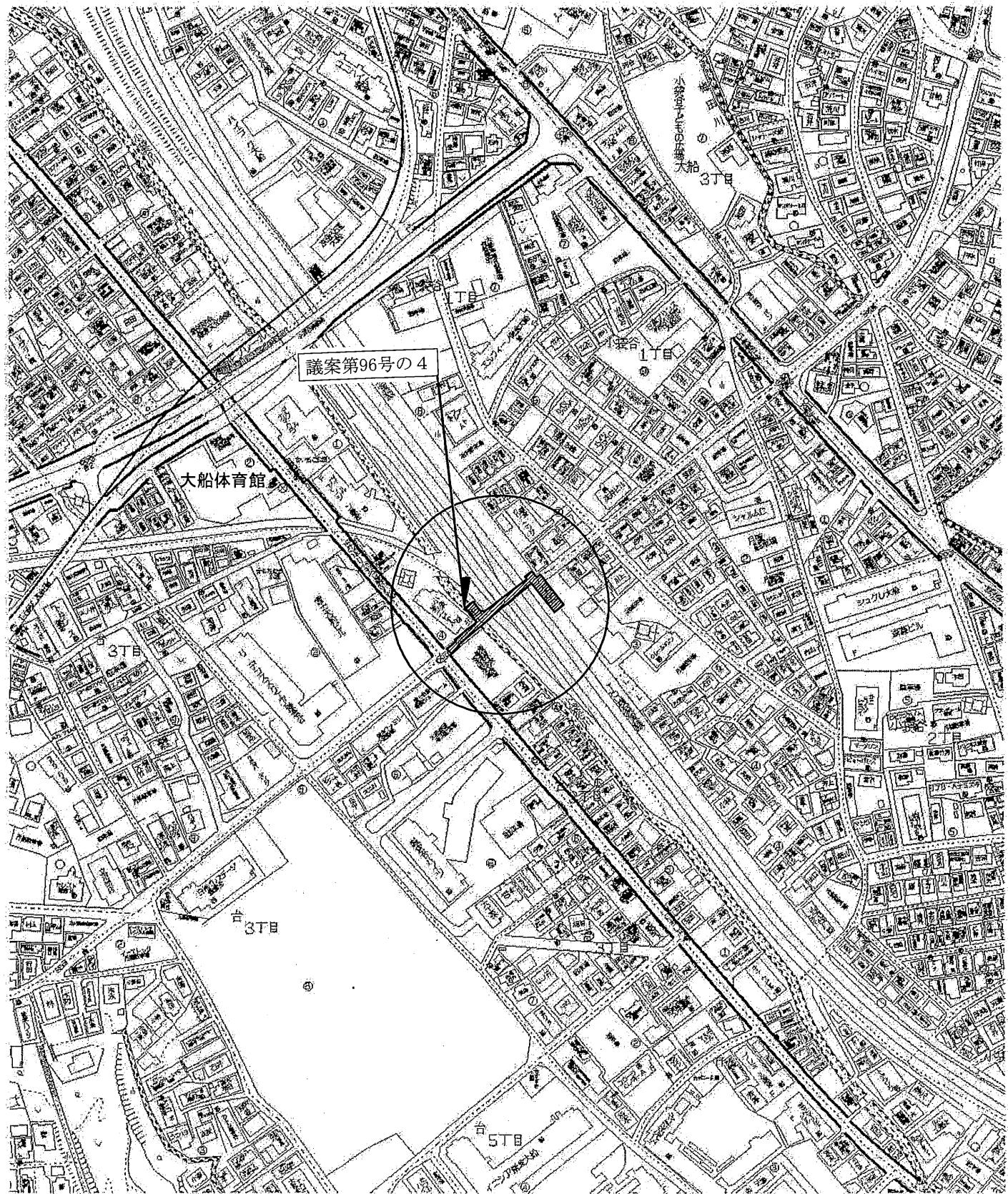
## 図面番号 9

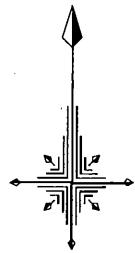


凡例



認定箇所





公図写  
図面番号 9

終点・小袋谷一丁目352番3

市道209-095号線

起点・台三丁目800番1

議案第96号の4

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字清水塚1584番	山林	2,158.00m <sup>2</sup> (約653.9坪)	2,158.00m <sup>2</sup> (約653.9坪)

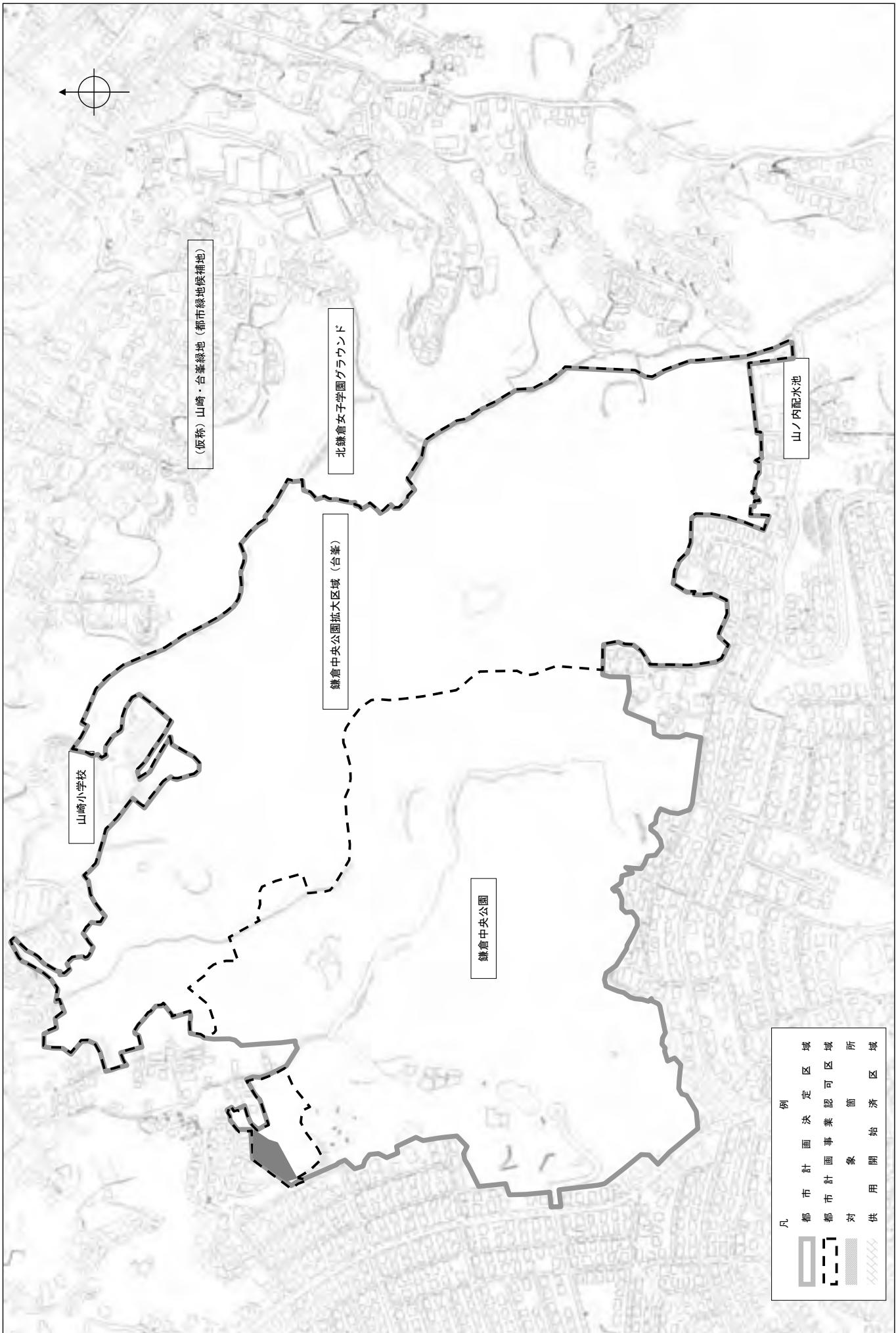
2 取得価格 75,529,969 円

3 所有者

[REDACTED]  
[REDACTED]

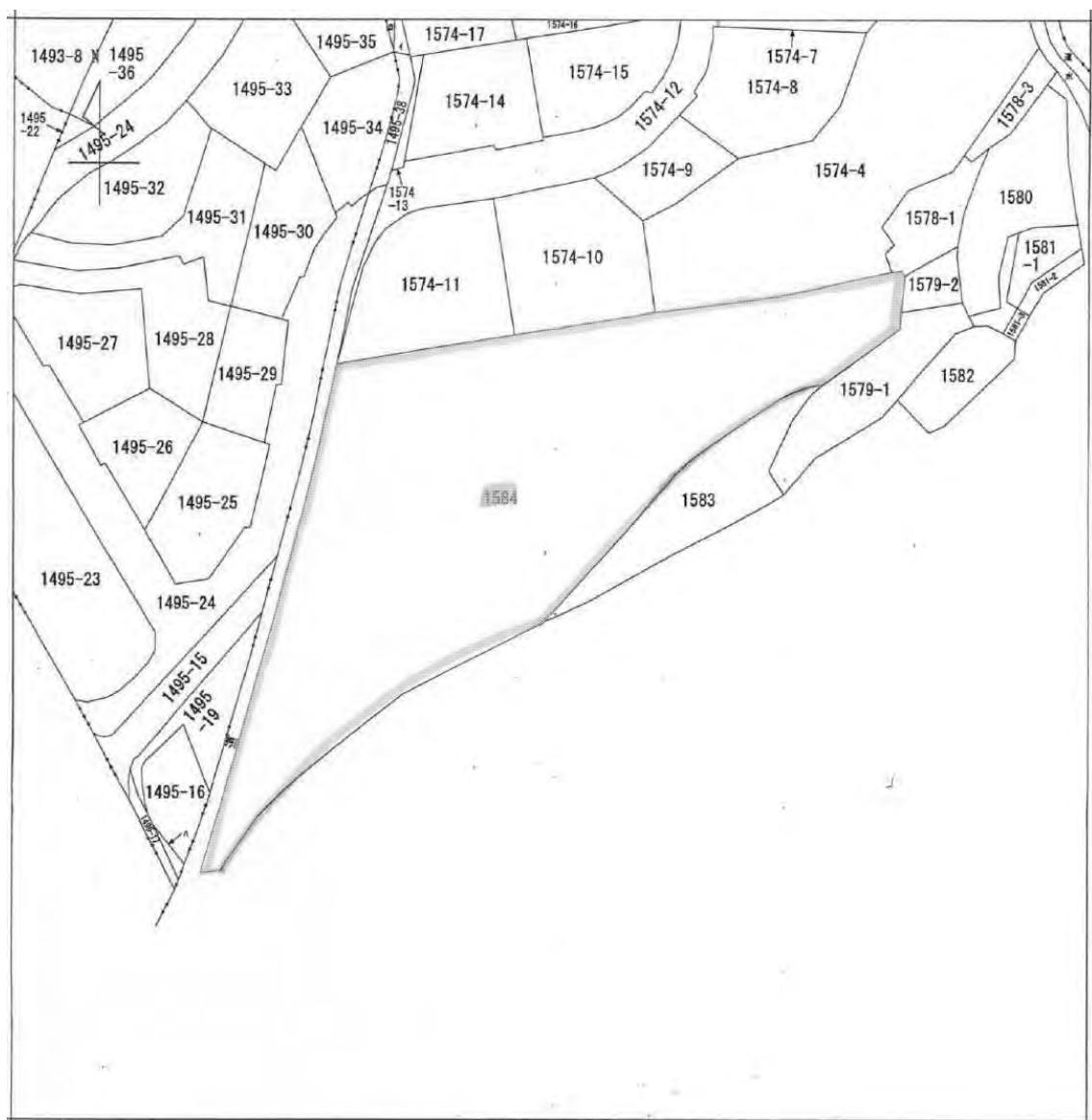
（別紙一覧のとおり）

	所在地番	地目	公簿面積(m <sup>2</sup> )	取得面積(m <sup>2</sup> )	所有者氏名	所有者住所	持分
1							59分の1
2							59分の2
3							59分の1
4							59分の1
5							59分の1
6							59分の1
7							59分の1
8							59分の1
9							59分の1
10							59分の1
11							59分の1
12							59分の1
13							59分の1
14							59分の1
15							59分の1
16							59分の1
17							59分の1
18							59分の1
19							59分の1
20							59分の1
21							59分の1
22							59分の2
23							59分の1
24							59分の1
25							59分の1
26							59分の1
27							59分の1
28							59分の1
29							59分の1
30	山崎字清水塚1584番	山林	2,158	2,158.00			59分の1
31							59分の1
32							59分の1
33							59分の1
34							59分の1
35							59分の1
36							59分の1
37							118分の1
38							59分の1
39							59分の1
40							59分の1
41							59分の1
42							59分の1
43							59分の1
44							59分の1
45							59分の1
46							59分の1
47							59分の1
48							59分の1
49							59分の1
50							59分の1
51							59分の1
52							59分の1
53							59分の1
54							118分の1
55							118分の1
56							118分の1
57							59分の1
58							59分の1
59							59分の1



# 公 図

## 議案第 97 号



不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字倉久保2354番1	原野	9,616.00m <sup>2</sup> (約2,913.9坪)	9,616.00m <sup>2</sup> (約2,913.9坪)

2 取得価格 156,740,756 円

3 所有者

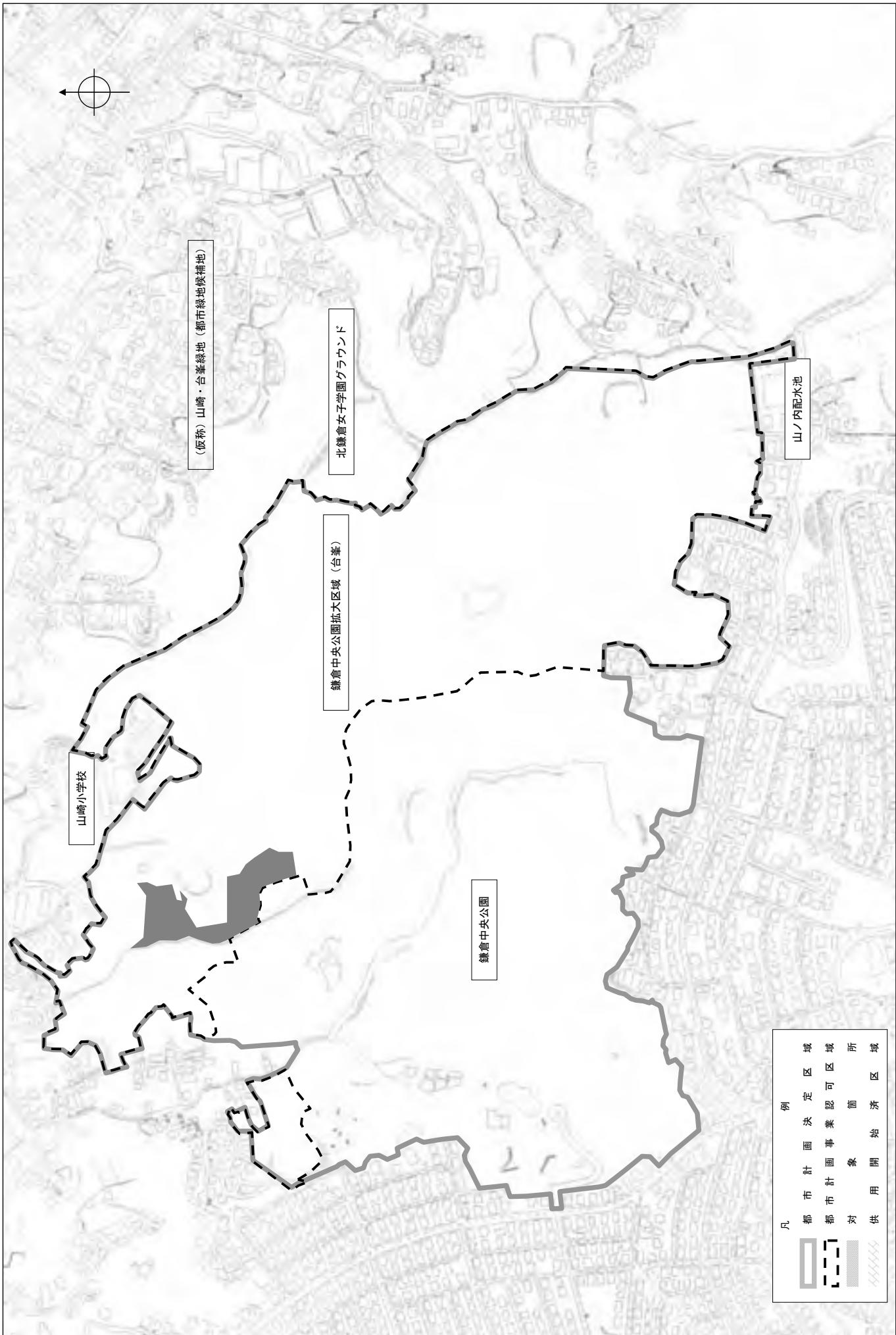
[REDACTED]  
[REDACTED]

（別紙一覧のとおり）

所在地番	地目	公簿面積(m <sup>2</sup> )	取得面積(m <sup>2</sup> )	所有者氏名	所有者住所	持分
1						177分の1
2						531分の1
3						531分の1
4						59分の1
5						59分の2
6						59分の1
7						59分の1
8						59分の1
9						59分の1
10						59分の1
11						59分の1
12						59分の1
13						59分の1
14						59分の1
15						59分の1
16						59分の1
17						59分の1
18						59分の1
19						59分の1
20						59分の1
21						59分の1
22						59分の1
23						59分の1
24						59分の1
25						59分の2
26						59分の1
27						59分の1
28						59分の1
29						59分の1
30						59分の1
31	山崎字倉久保2354番	原野	9,616	9,616.00		59分の1
32						59分の1
33						59分の1
34						59分の1
35						59分の1
36						59分の1
37						59分の1
38						59分の1
39						59分の1
40						118分の1
41						59分の1
42						59分の1
43						531分の2
44						59分の1
45						59分の1
46						59分の1
47						59分の1
48						59分の1
49						59分の1
50						59分の1
51						59分の1
52						59分の1
53						59分の1
54						59分の1
55						59分の1
56						118分の1
57						118分の1
58						118分の1
59						59分の1
60						59分の1
61						59分の1
62						59分の1

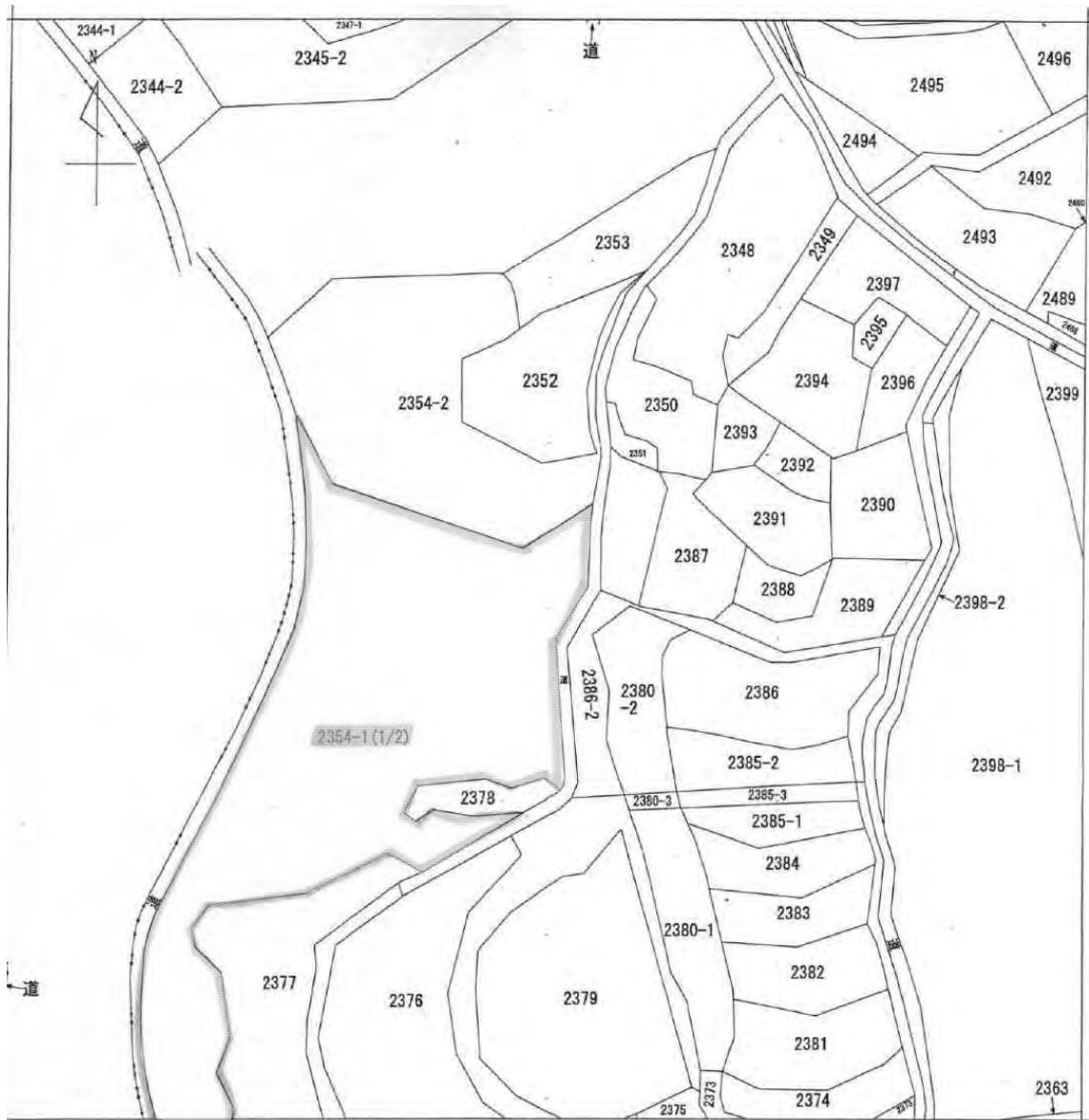
案内図

議案第 98 号

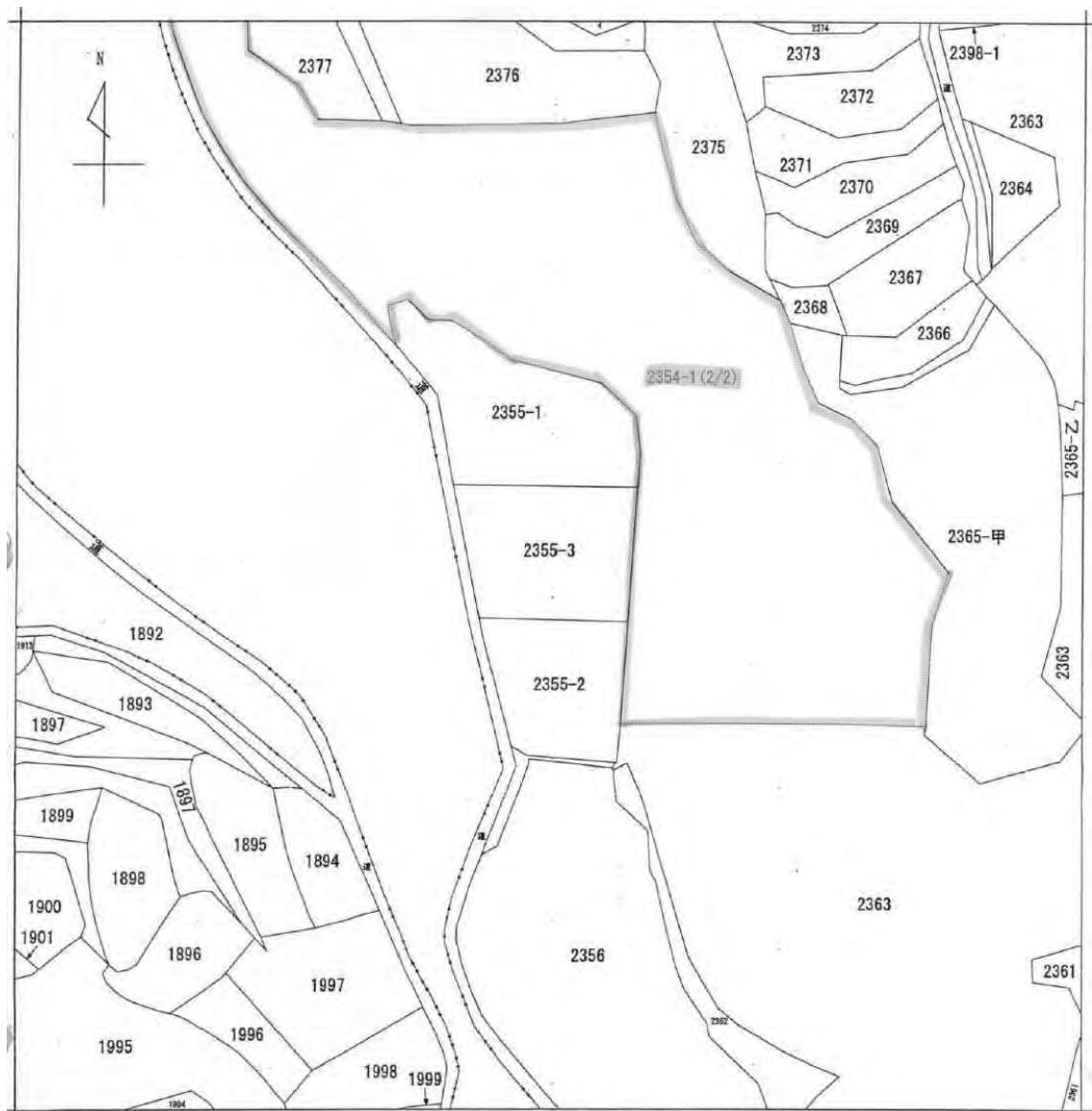


## 公圖

## 議案第 98 号 (その 1)



## 議案第 98 号 (その 2)



不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和 3 年 (2021年) 2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

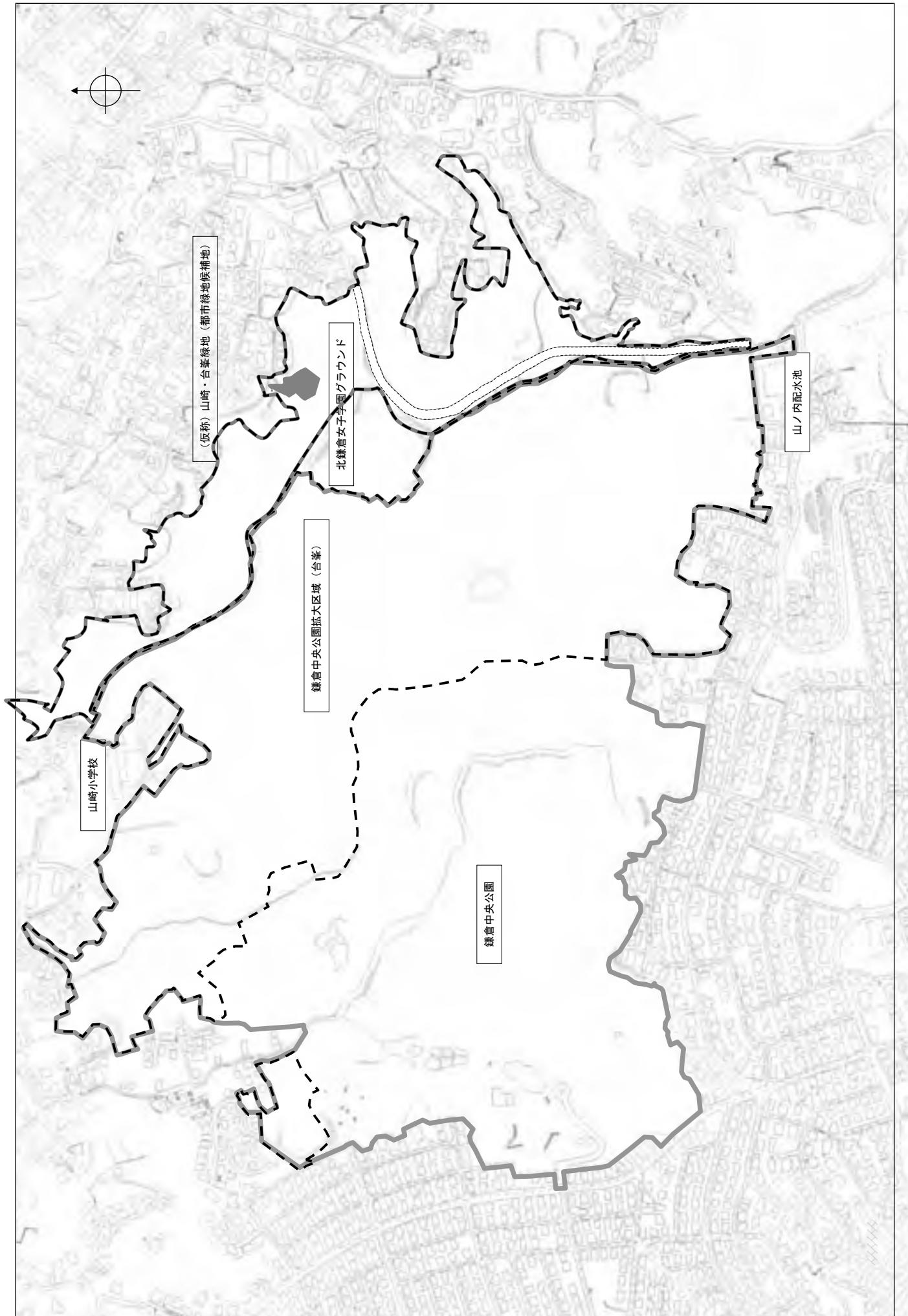
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1802番 外1筆	山林	1,447.00m <sup>2</sup> (約438.5坪)	1,447.00m <sup>2</sup> (約438.5坪)

2 取得価格 23,875,500円

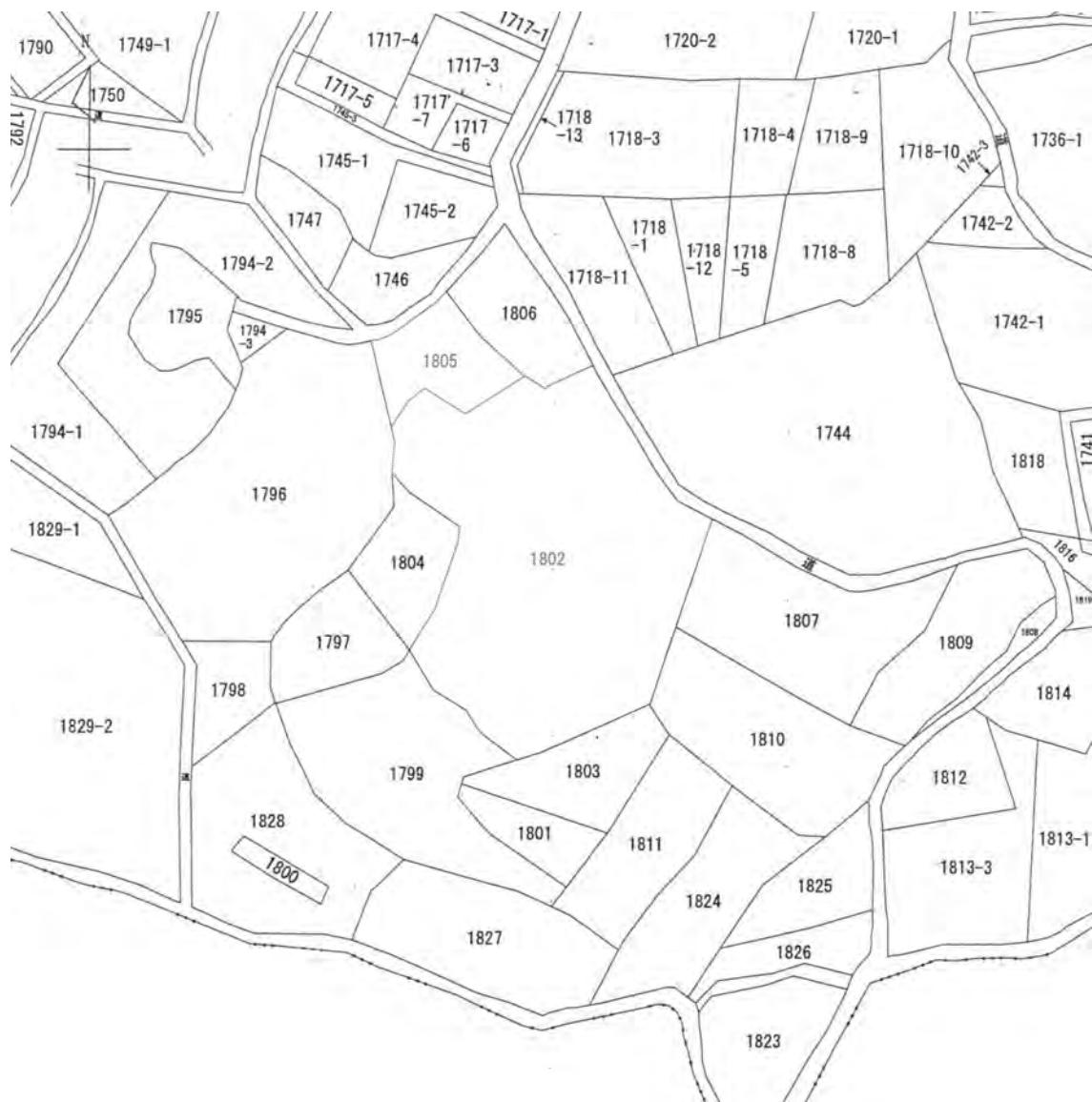
3 所有者

[REDACTED]  
[REDACTED]



# 公 図

## 議案第 99 号



不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和3年(2021年)2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

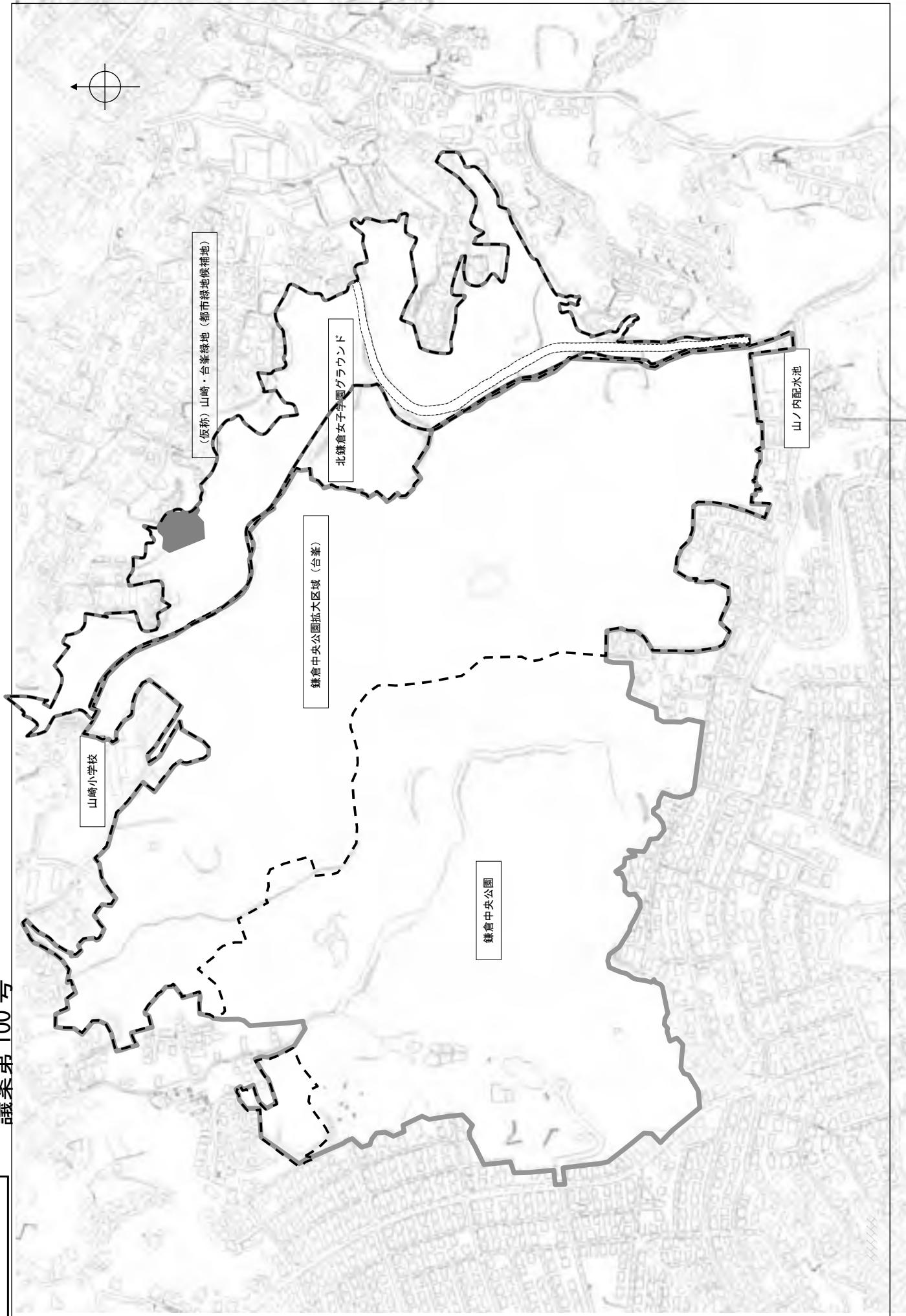
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1763番 外6筆	山林 外	1,435.00m <sup>2</sup> (約434.8坪)	1,435.00m <sup>2</sup> (約434.8坪)

2 取得価格 23,390,500円

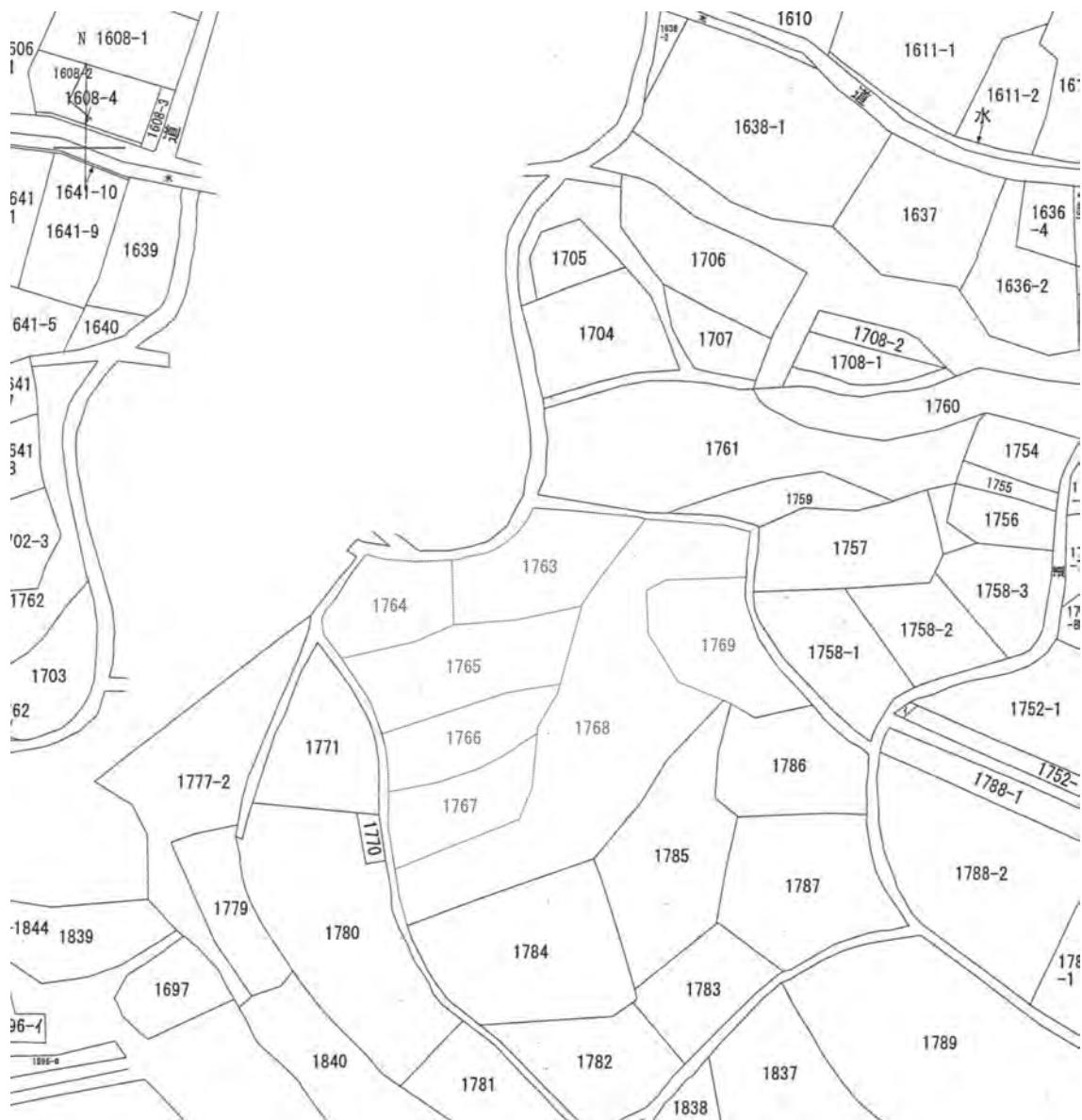
3 所有者

[REDACTED]  
[REDACTED]



# 公 図

## 議案第 100 号



不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和3年(2021年)2月10日提出

鎌倉市長 松尾 崇

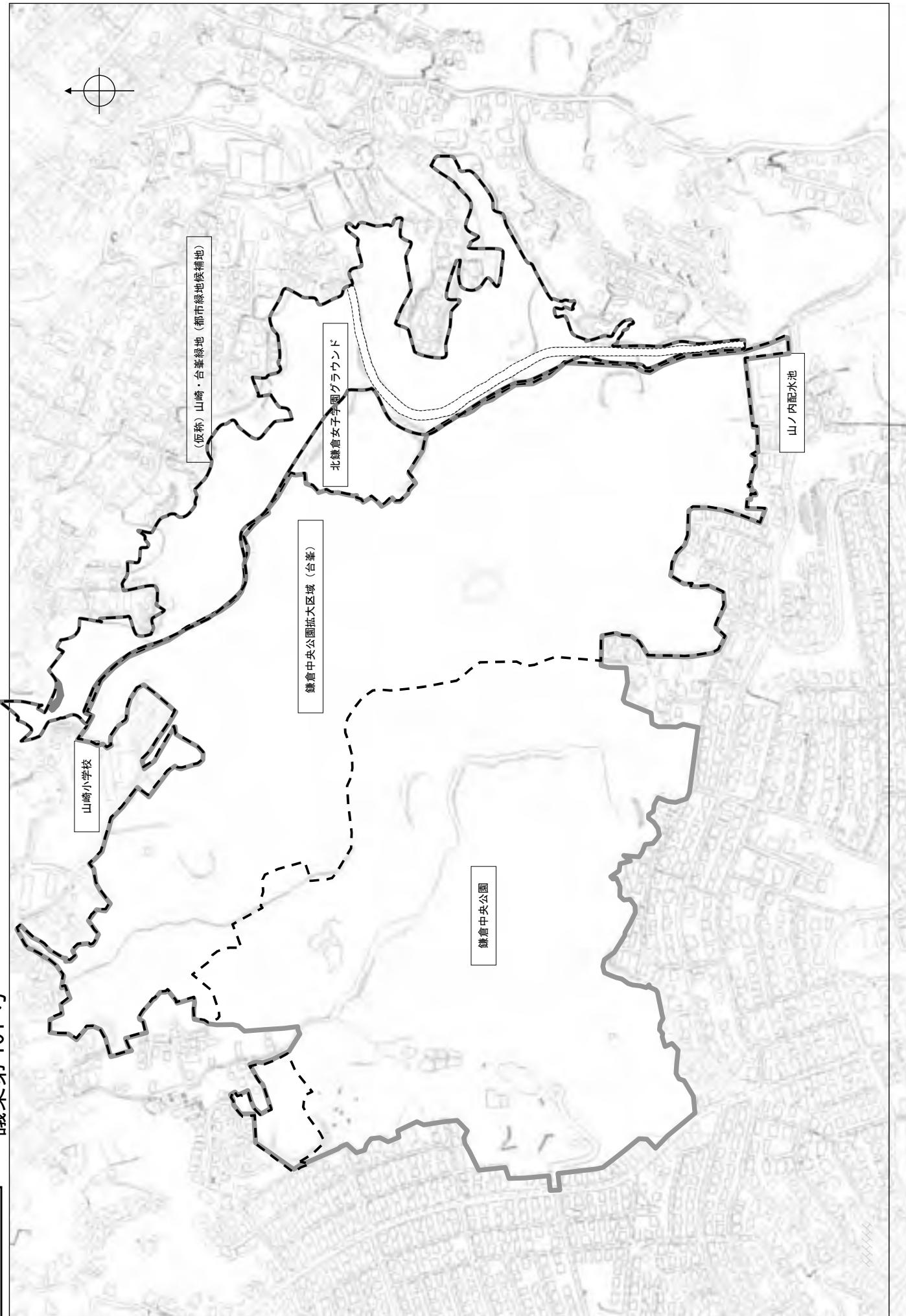
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1866番1 外2筆	山林	818.00m <sup>2</sup> (約247.9坪)	818.00m <sup>2</sup> (約247.9坪)

2 取得価格 13,088,000円

3 所有者

[REDACTED]  
[REDACTED]



# 公 司

# 議案第 101 号



不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和 3 年 (2021年) 2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

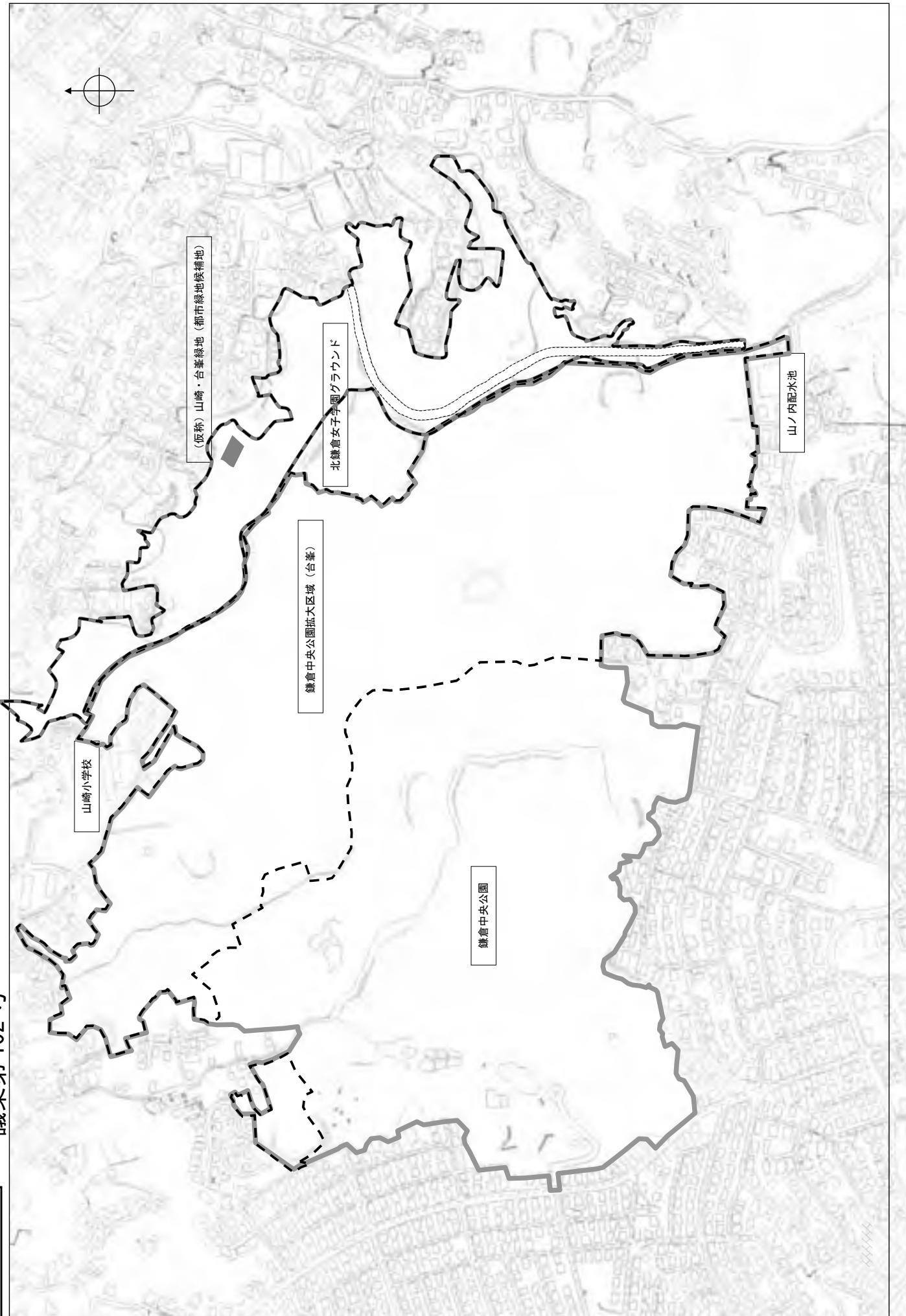
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1791番	山林	535.00m <sup>2</sup> (約162.1坪)	535.00m <sup>2</sup> (約162.1坪)

2 取得価格 8,720,500円

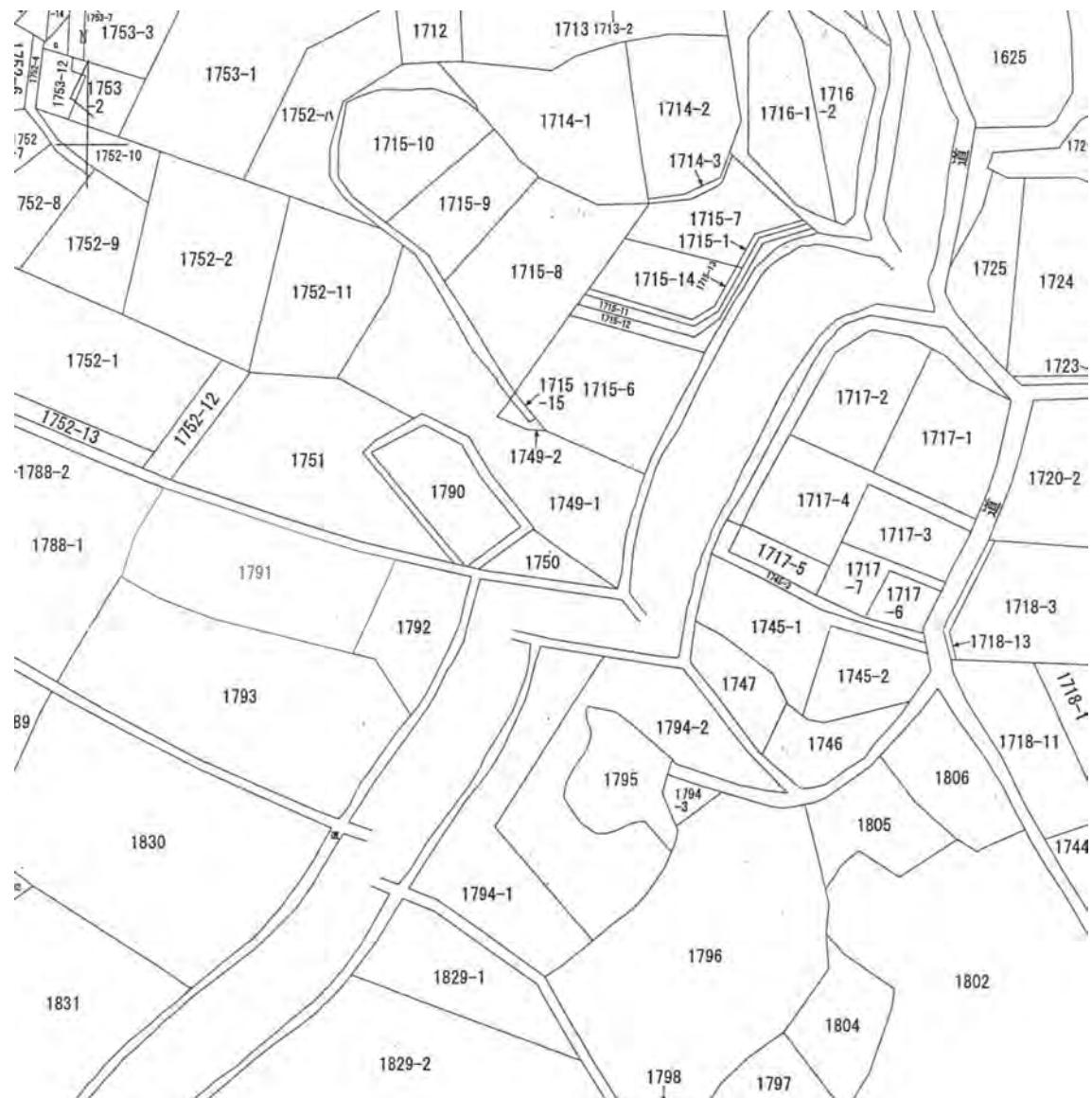
3 所有者

[REDACTED]  
[REDACTED]



## 公圖

# 議案第 102 号



不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和3年(2021年)2月10日提出

鎌倉市長 松尾 崇

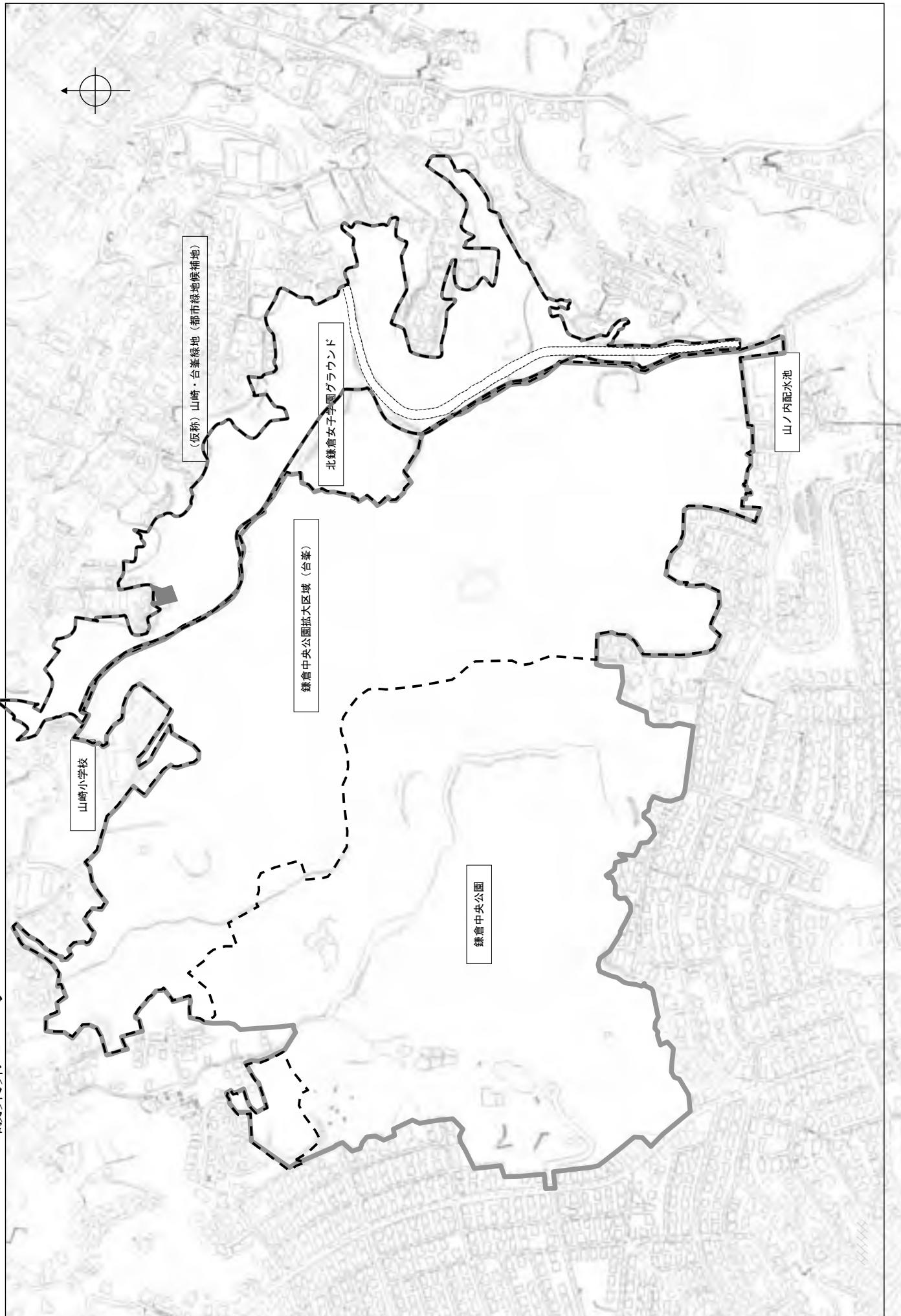
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1691番2 外4筆	山林外	499.99m <sup>2</sup> (約151.5坪)	499.99m <sup>2</sup> (約151.5坪)

2 取得価格 8,299,834円

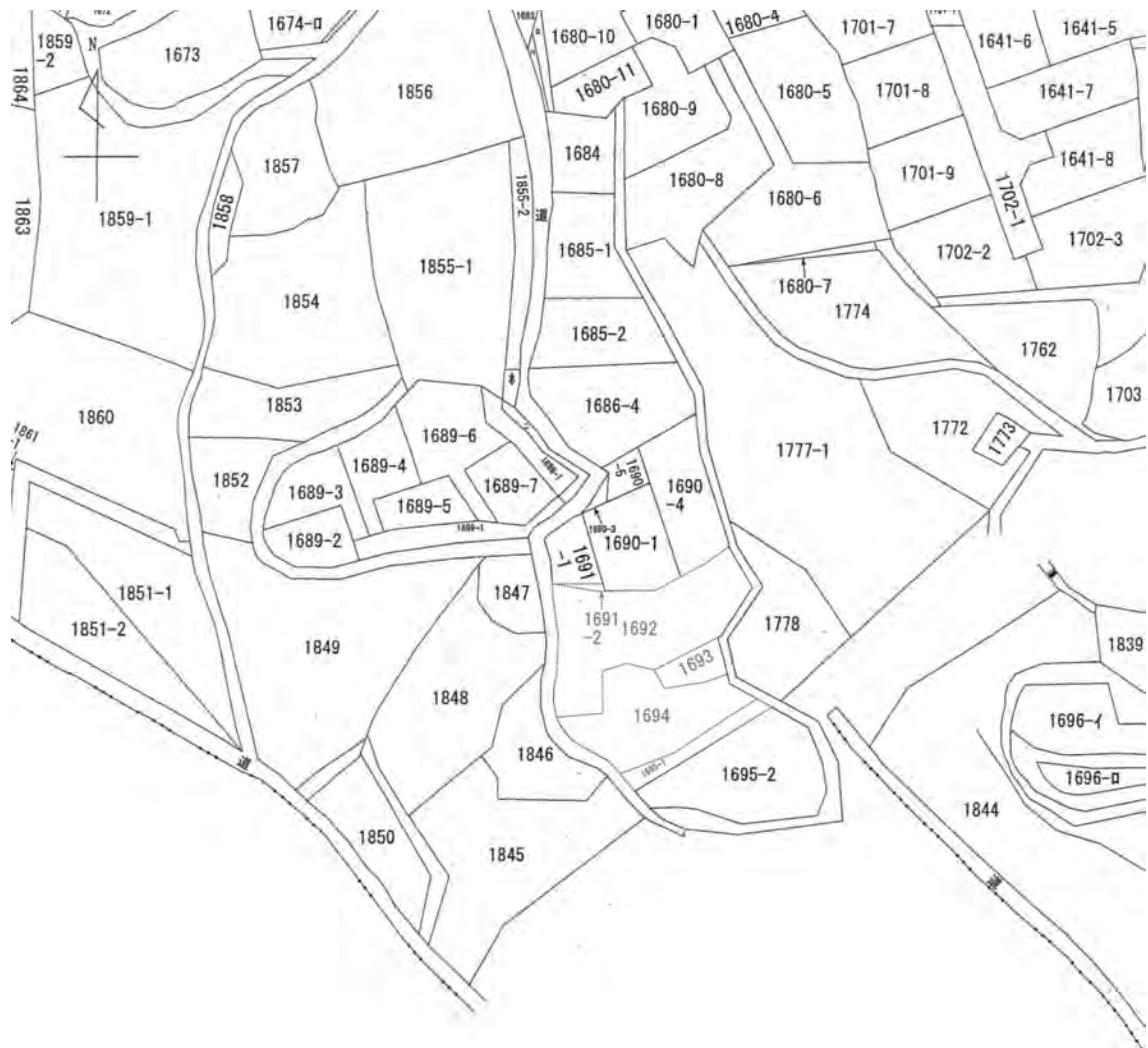
3 所有者

[REDACTED]  
[REDACTED]



# 公 司

# 議案第 103 号



不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和3年(2021年)2月10日提出

鎌倉市長 松尾 崇

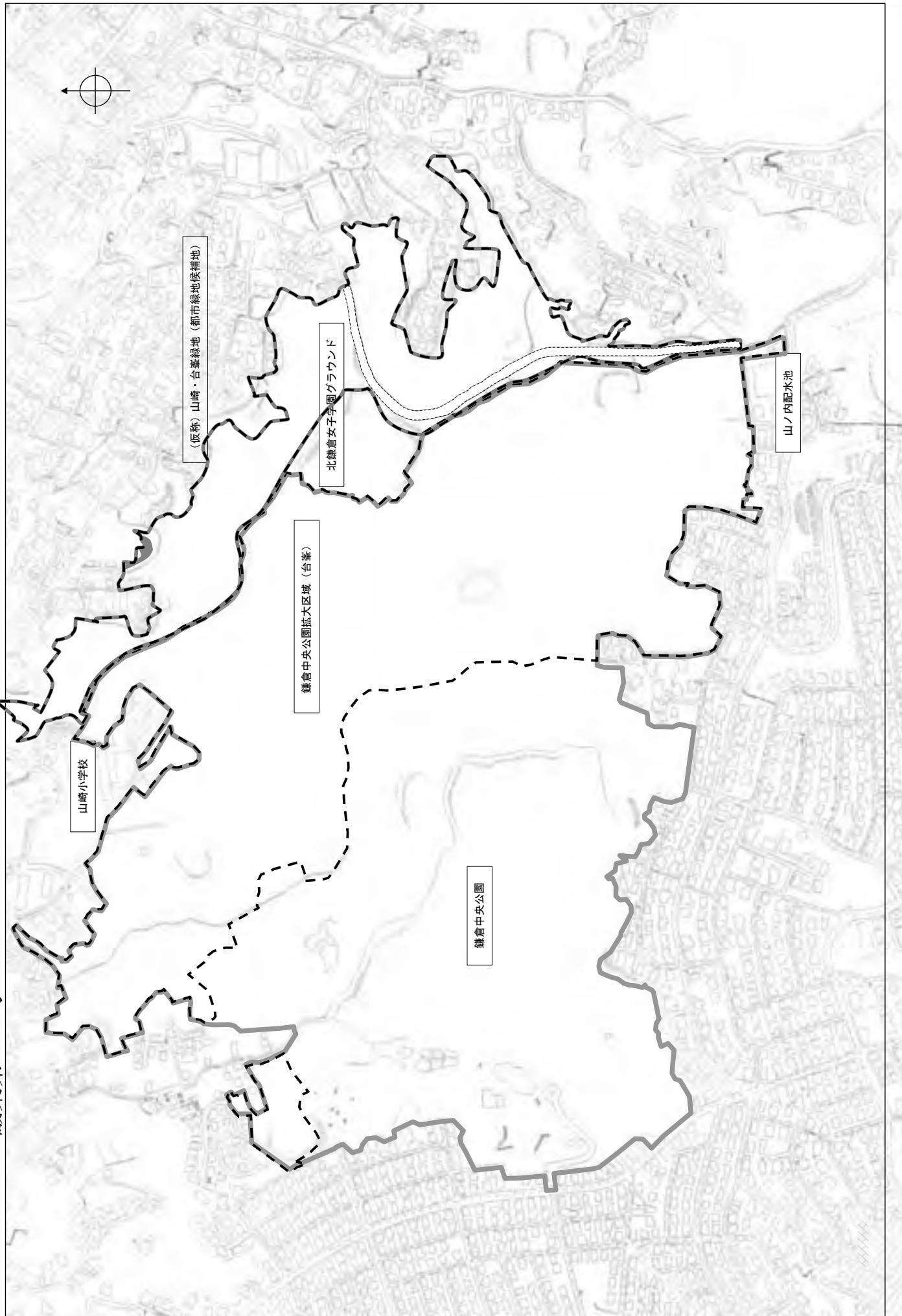
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1703番 外1筆	山林	343.00m <sup>2</sup> (約103.9坪)	343.00m <sup>2</sup> (約103.9坪)

2 取得価格 5,590,900円

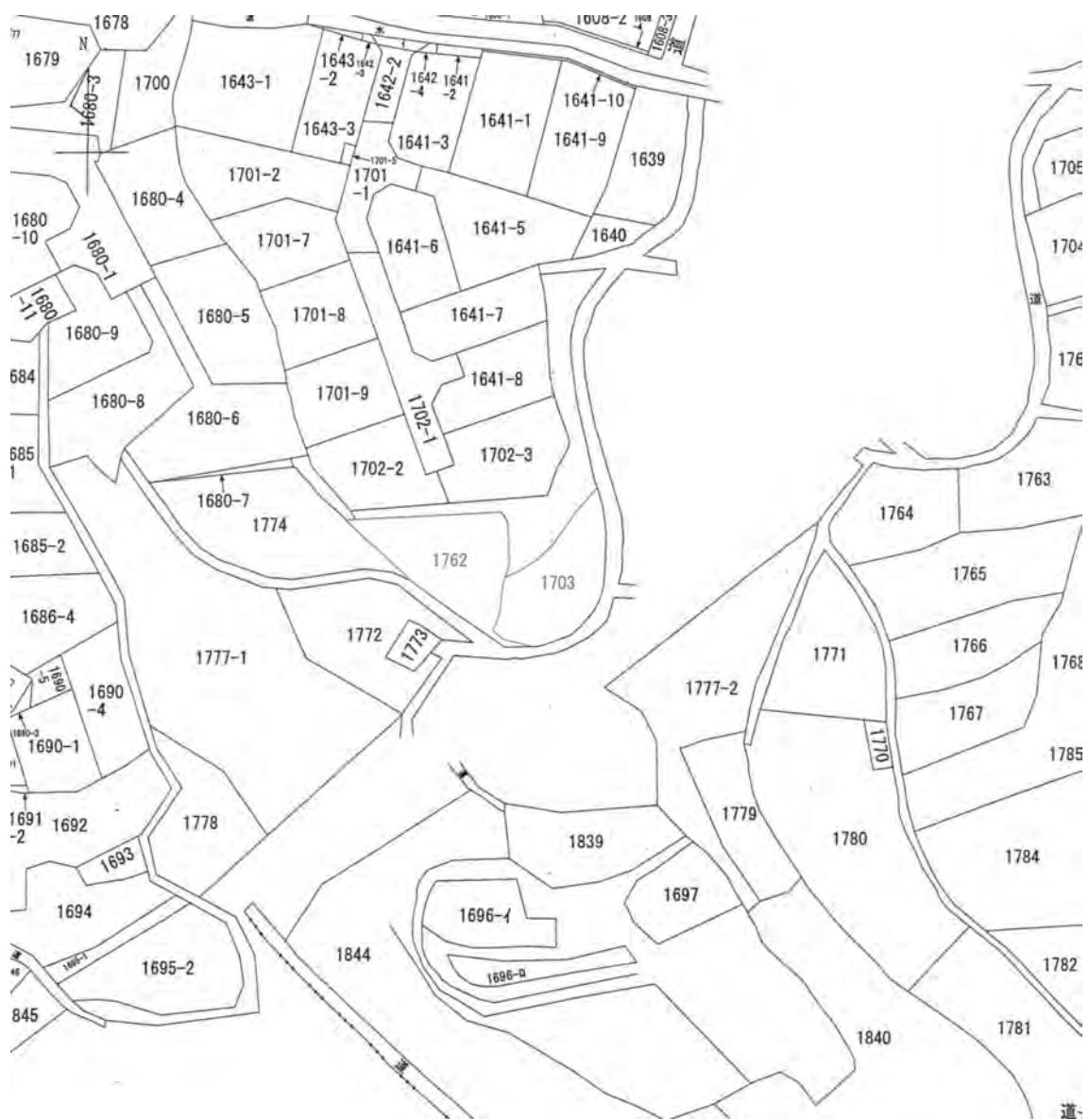
3 所有者

[REDACTED]  
[REDACTED]



# 公 司

# 議案第 104 号



不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和3年(2021年)2月10日提出

鎌倉市長 松尾 崇

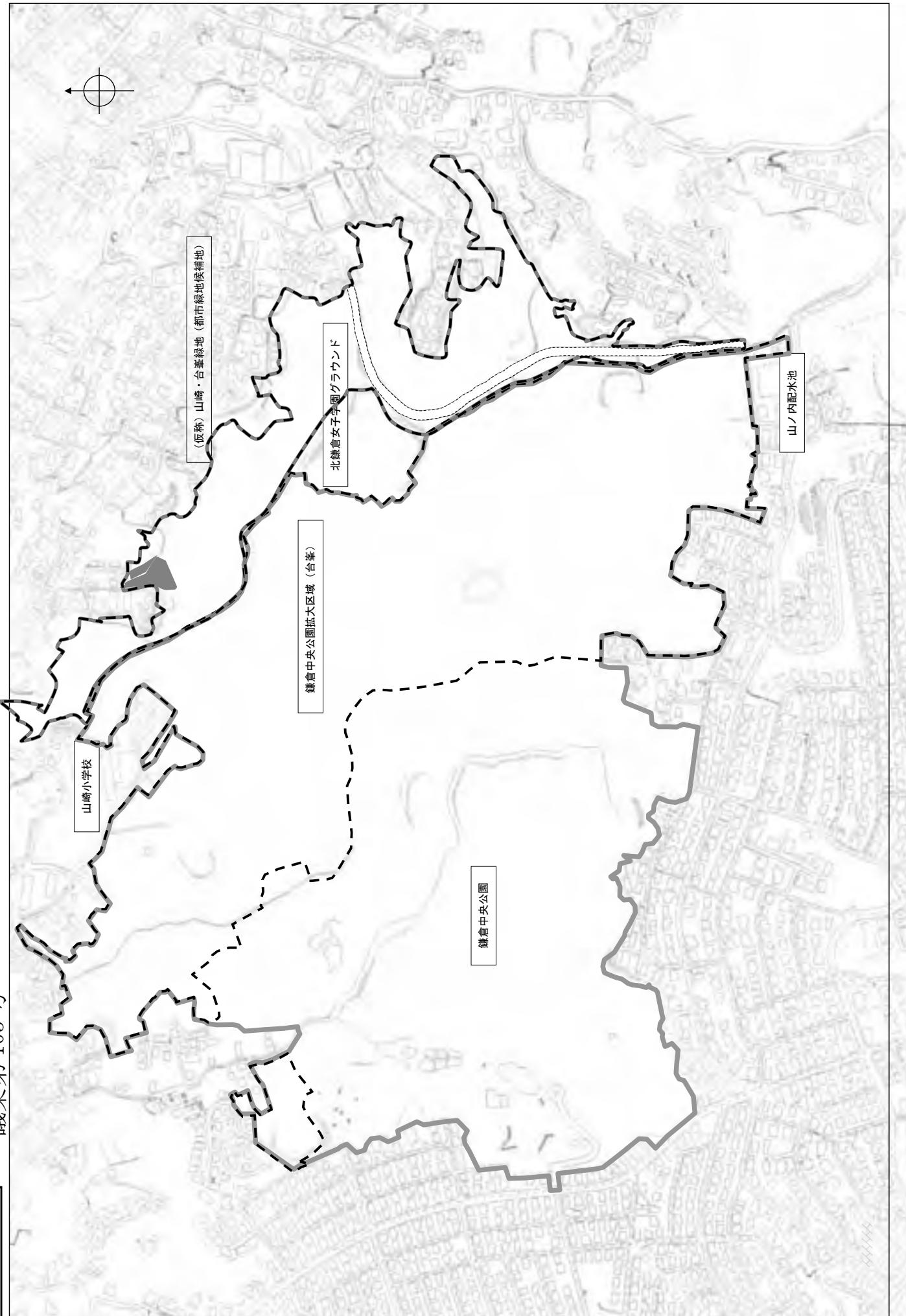
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1772番 外4筆	山林	441.00m <sup>2</sup> (約133.6坪)	441.00m <sup>2</sup> (約133.6坪)

2 取得価格 7,219,800円

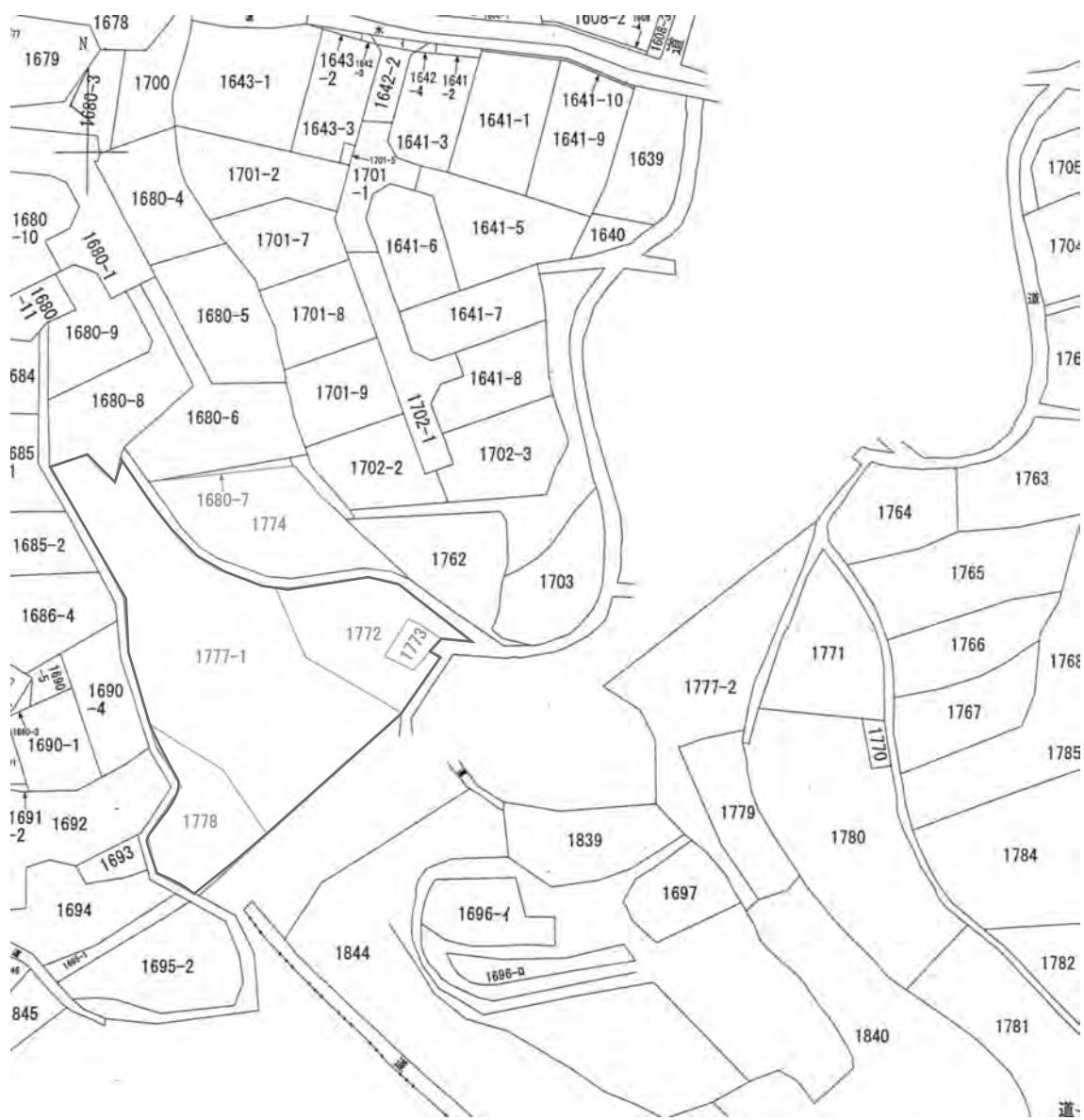
3 所有者

[REDACTED]  
[REDACTED]



公 司

## 議案第 105 号



不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和3年(2021年)2月10日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

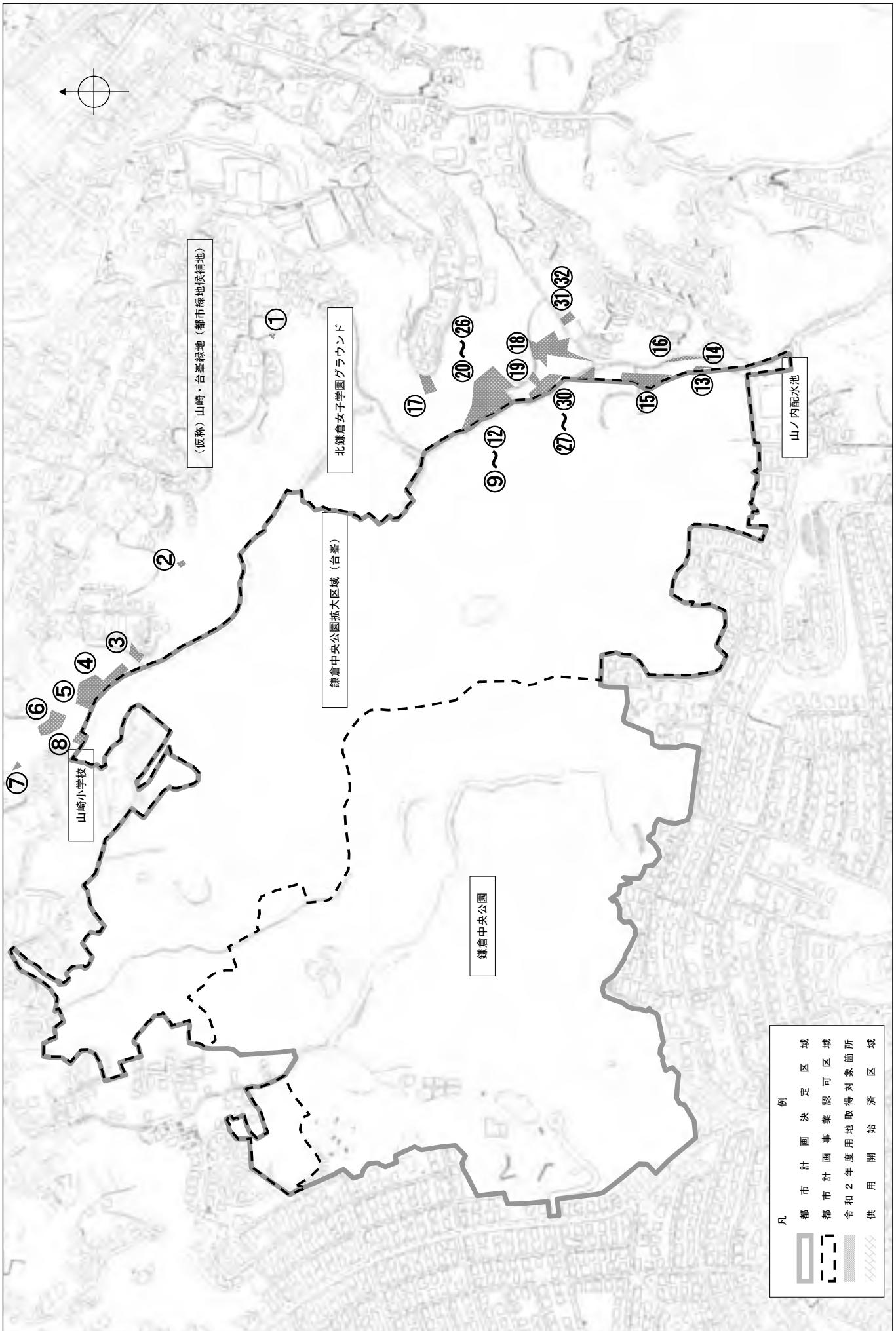
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1742番3 外31筆の一部	山林外	4,798.46m <sup>2</sup> (約1,454.1坪)	4,798.46m <sup>2</sup> (約1,454.1坪)

2 取得価格 101,247,506円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市土地開発公社

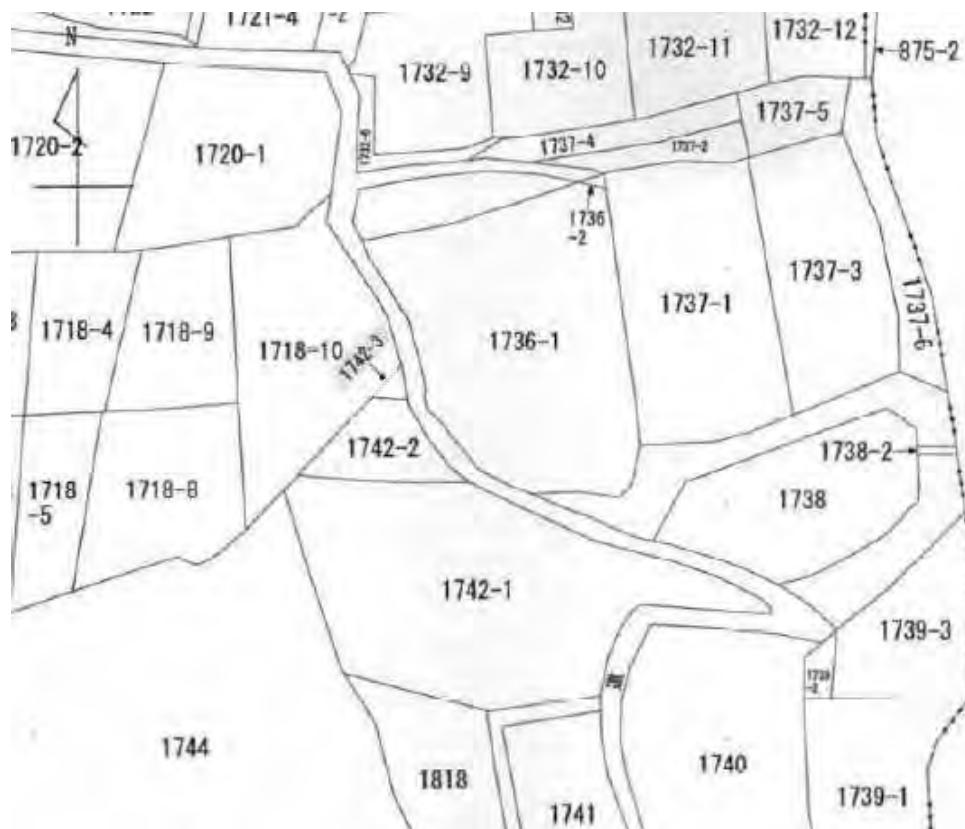
四  
内  
案

議案第 106 号



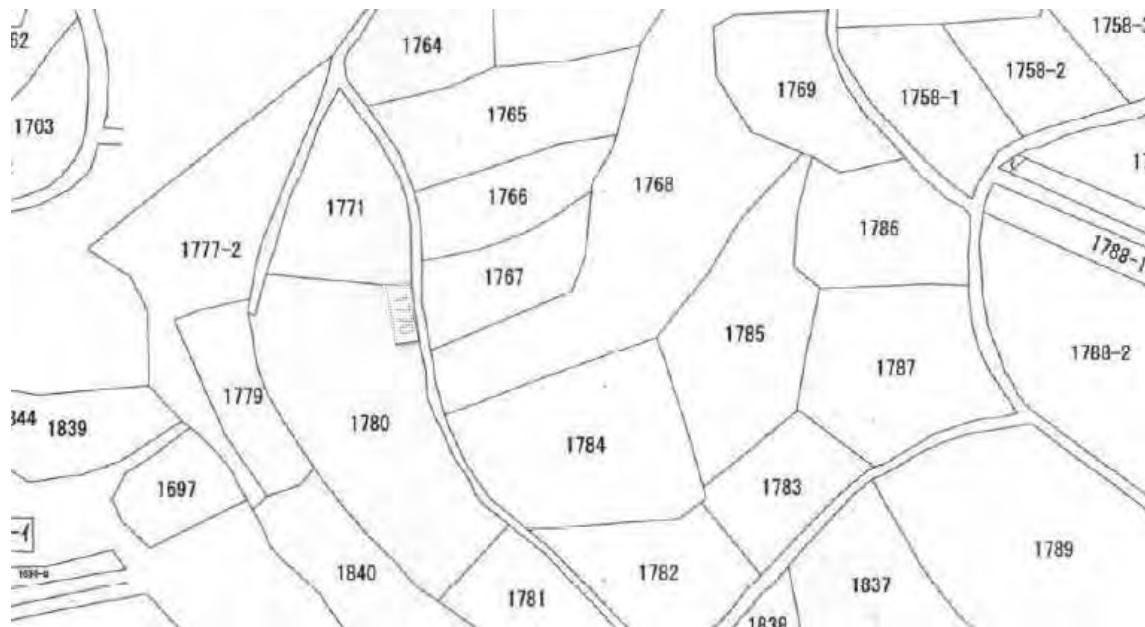
公 図

議案第 106 号 ①



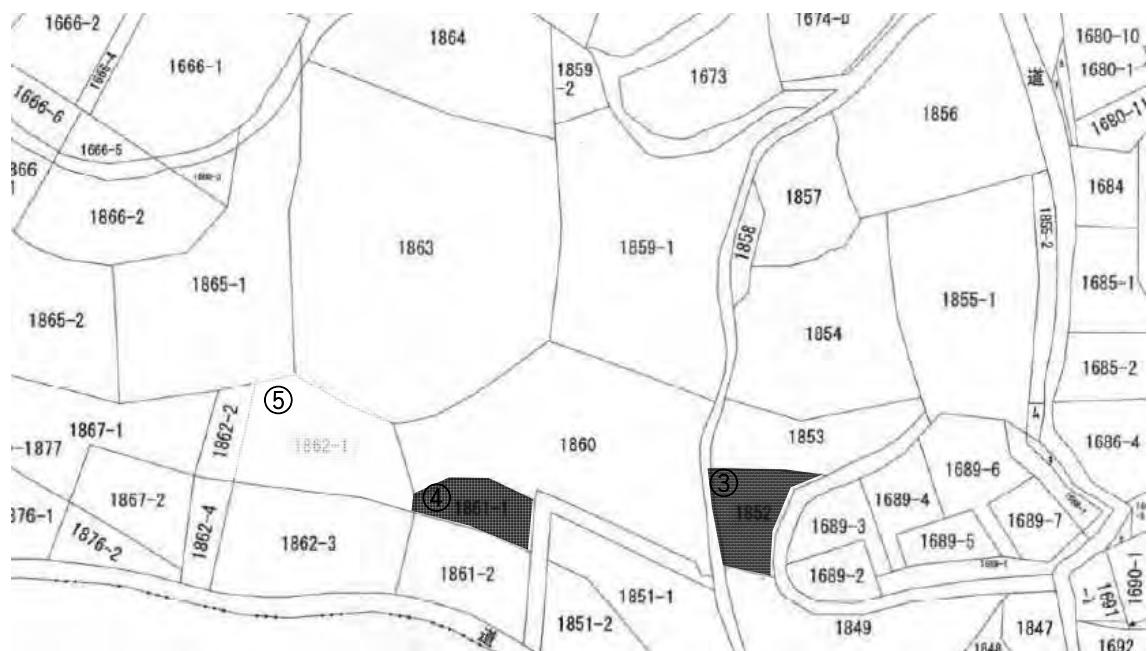
## 公 図

議案第 106 号 ②



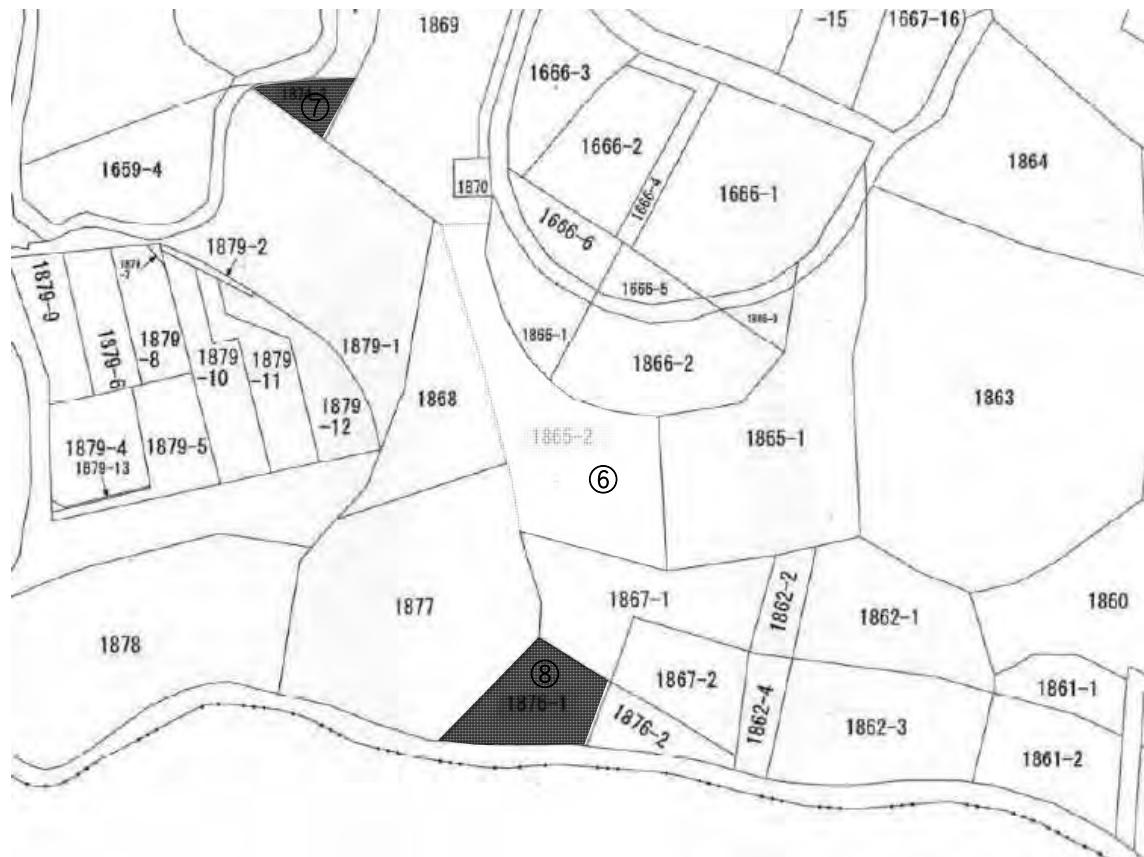
# 公 図

議案第 106 号 ③④⑤



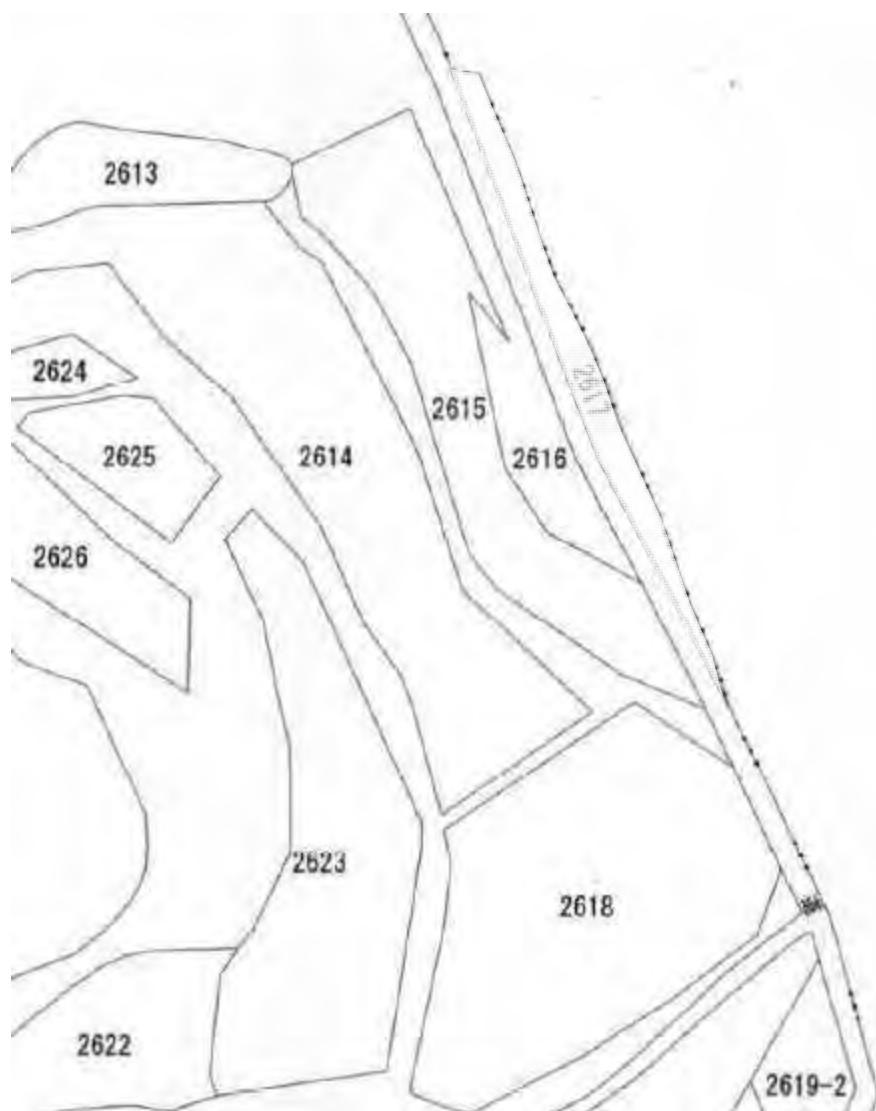
# 公 図

議案第 106 号 ⑥⑦⑧



公 図

議案第 106 号 ⑨



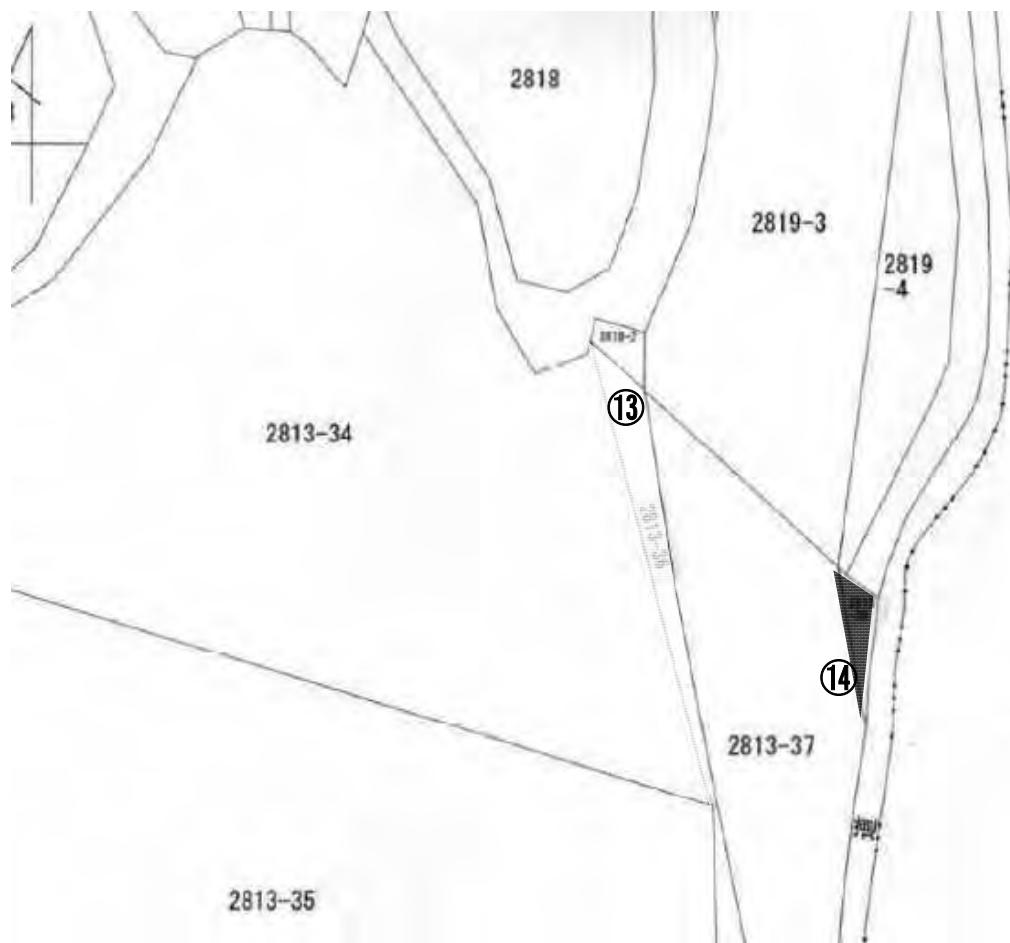
公 図

議案第 106 号 ⑩⑪⑫



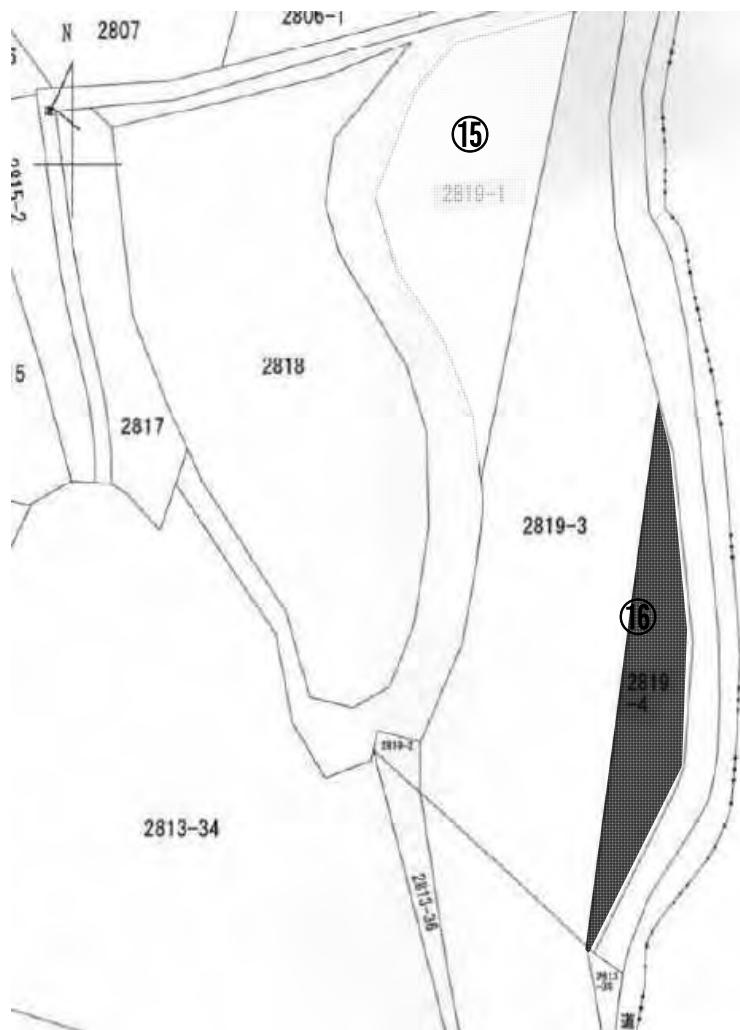
公 図

議案第 106 号 ⑬⑭



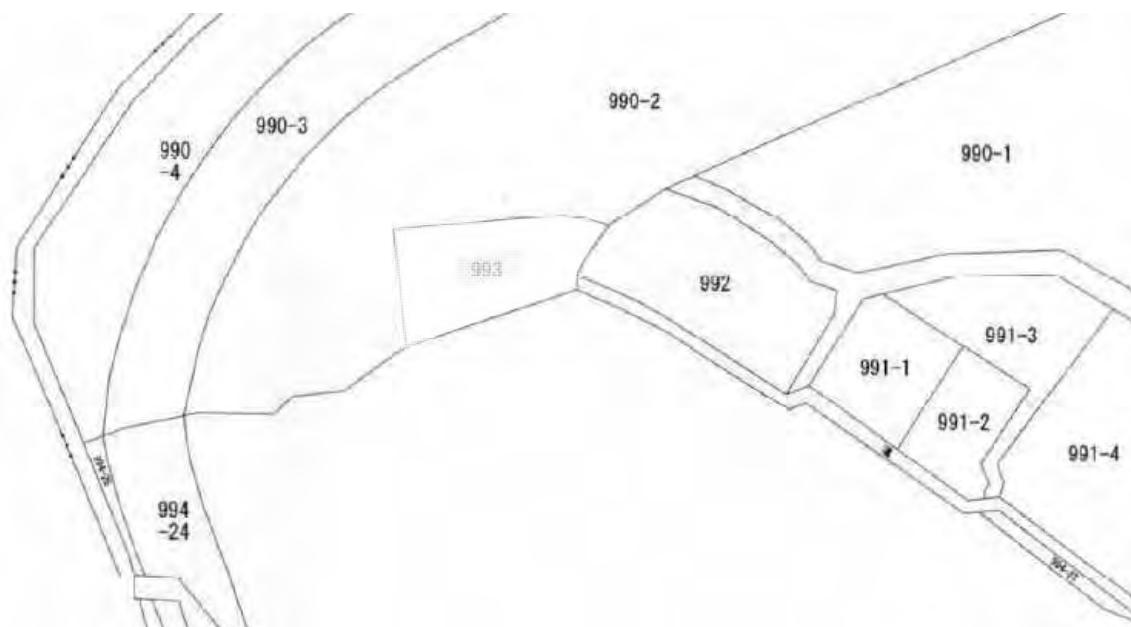
# 公 図

議案第 106 号 ⑯⑯



公 図

議案第 106 号 ⑯



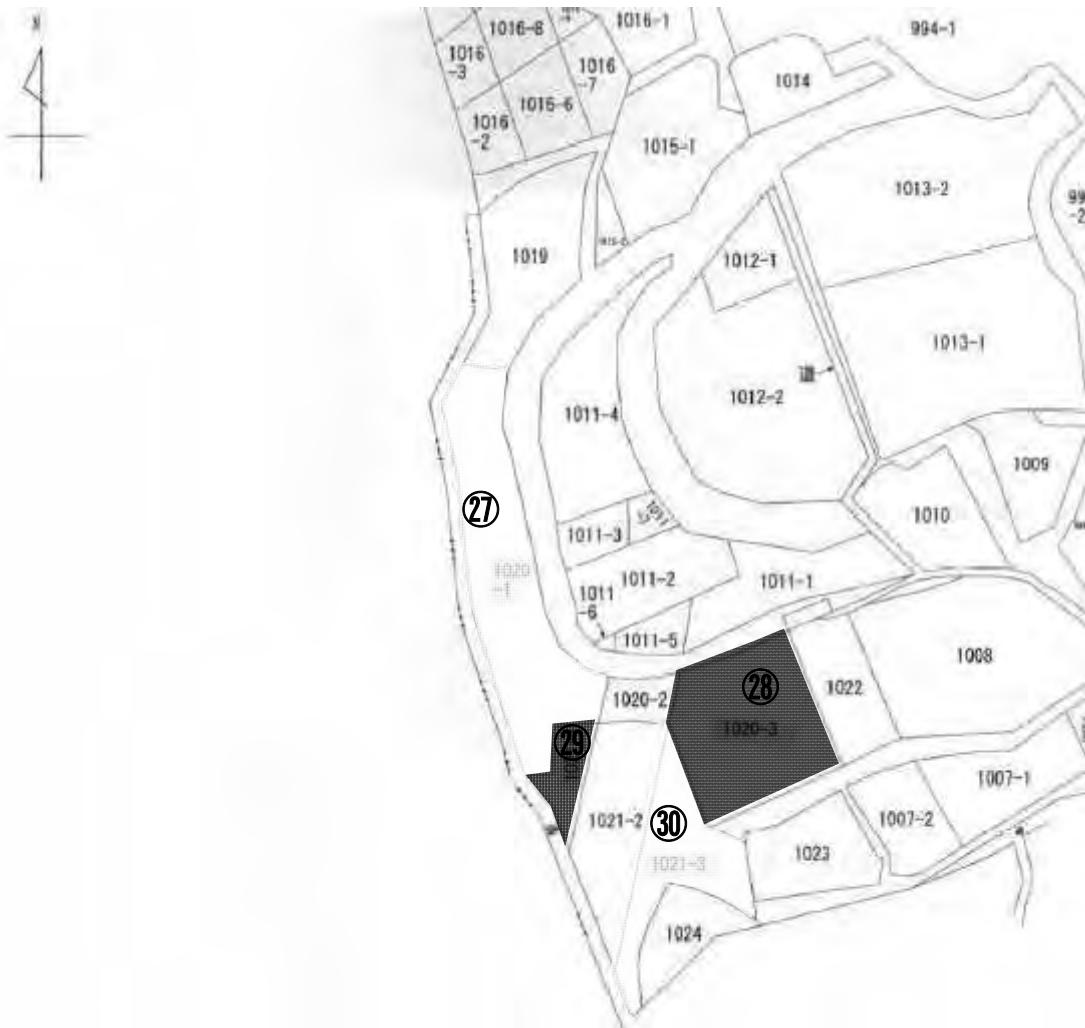
## 公圖

議案第 106 号 18 19 20 21 22 23 24 25 26



## 公 司

議案第 106 号 (27) (28) (29) (30)



# 公 図

議案第 106 号 ③1③2



業務委託契約の変更について

さきに、平成30年（2018年）9月定例会議案第29号をもって議決された業務委託契約について、次のとおり変更するものとする。

令和3年（2021年）2月10日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 契約件名 鎌倉市立小中学校トイレ環境改善業務委託

2 契約金額 変更前 1,647,410,400円

変更後 1,522,493,360円

変更減 124,917,040円

3 契約者 横浜市西区北幸二丁目8番19号

株式会社綜企画設計 横浜支店

支店長 竹内 昌弘

## 「参考」

### 業務委託変更仮契約書

委託業務の名称	鎌倉市立小中学校トイレ環境改善業務委託
委託業務の場所	原契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。
契 約 金 額	<p><u>契約金額の変更</u> 金 1 2 4, 9 1 7, 0 4 0 円 減額 (うち消費税額及び地方消費税額 1 3, 4 4 5, 3 6 0 円 増額) [内訳] 小学校分 金 7 6, 3 4 5, 4 7 0 円 減額 (うち消費税額及び地方消費税額 4, 2 1 8, 2 3 0 円 増額) 中学校分 金 4 8, 5 7 1, 5 7 0 円 減額 (うち消費税額及び地方消費税額 9, 2 2 7, 1 3 0 円 増額)</p>
その 他	この契約のほかは原契約書による。

この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。  
この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。

平成30年9月28日付で契約を締結した業務委託契約について、上記のとおり変更仮契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印の上各自その1通を保有する。

令和3年(2021年) 1月14日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松尾 崇 

受注者 横浜市西区北幸二丁目8番19号  
株式会社総企画設計 横浜支店  
支店長 竹内 昌弘 

## 「参考」

### 業務委託仮契約書

委託業務の名称	鎌倉市立小中学校トイレ環境改善業務委託
委託業務の内容	本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。
委託業務の場所	本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。
契 約 金 額	総額 金1, 647, 410, 400円 (うち消費税額及び地方消費税額122, 030, 400円) [内訳] 小学校分 金741, 373, 020円 (うち消費税額及び地方消費税額54, 916, 520円) 中学校分 金906, 037, 380円 (うち消費税額及び地方消費税額67, 113, 880円)
契 約 期 間	契約締結日から2021年2月26日まで
契 約 保 証 金	鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第5条第3号の規定により免除する。
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。 この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。	

上記の業務について、発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社総企画設計横浜支店」として、上記事項及び次の契約条項に定めるところにより、業務委託仮契約を締結する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ各自その一通を保有する。

平成30年8月20日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松尾 崇 印

受注者 横浜市西区北幸二丁目15番15号  
株式会社総企画設計 横浜支店  
支店長 青木 寿昭 印

(目的)

第1条 発注者は、鎌倉市立小中学校トイレ環境改善業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

2 本契約は、業務を完成させることを目的とする請負契約とする。

(業務の適正履行)

第2条 受注者は、業務の実施にあたっては、業務の本旨並びに発注者の指示に従い、かつ本契約書に添付の仕様書に基づき、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

(事業計画等)

第3条 受注者は、契約締結後、本契約書に添付の仕様書に基づき、直ちに業務の履行のための実施体制を定め、箇所付工事の設計完了時期を明記した年間事業計画表、工程表及び実施体制図（以下「事業計画等」という。）を作成して発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、事業計画等を受理したときは、遅滞なくこれを審査するものとし、不適当と認めたときは受注者と協議するものとする。

3 受注者は、事業計画等に変更がある場合には、直ちに発注者に対して書面をもって通知し、発注者と協議しなければならない。特に年間事業計画表に示された箇所付工事の設計完了時期に大きな変更又は遅延が生じる場合には、新たな事業計画を策定のうえで発注者と協議しなければならない。

4 受注者は、業務に着手したときは、その旨を遅滞なく発注者に届出なければならない。

(業務報告、履行確認及び完了検査等)

第4条 受注者は、毎月の業務終了後、原則として翌月の10日までに業務実施報告書を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。

2 受注者は、前項の確認の結果、発注者が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に従わなければならない。

3 受注者は、全ての業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

4 発注者は、前項の完了報告があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

(契約代金の支払)

第5条 発注者は、前条又は第18条第2項の履行確認等完了後、本契約書に添付の仕様書に定めるところ、受注者の適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に契約代金を支払うものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により代金の受領が遅延しても、発注者は遅延利子支払の責めを負わないものとする。

2 受注者は、契約代金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

(成果の帰属)

第6条 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じたときから発注者に帰属する。

(工業所有権の発明等)

第7条 受注者は、業務の実施にあたり、特許権等いわゆる工業所有権の対象となるべき発明又は考案した場合には、発注者に書面をもって通知し、必要書類等を提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該工業所有権の取得のための手続き、権利の帰属等に関する詳細については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(法令遵守等)

第8条 受注者は、業務の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則（以下、これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者の業務の履行に係る法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行なわなければならない。

(経理の明確化)

第9条 受注者は、本契約に基づく収支について必要な帳簿を備え、その結果を明らかにしなければならない。

(監督、検査等)

第10条 発注者は、受注者の業務の履行状況について、隨時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は業務を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

(報告義務)

第11条 受注者は、本契約の履行上、業務完了に影響を及ぼす重要な事情が生じたときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

(一括再委託の禁止等)

第12条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

(業務に関する情報等の保護)

第13条 受注者は、業務の内容、業務に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被った者に対し賠償をしなければならない。

(1) 業務の実施に関して受注者が発注者又は第三者に対し損害を与えたとき。

(2) 法定解除又は次条の定めるところにより本契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(履行遅滞の損害金等)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数1日につき、契約金額の1,000分の2に相当する額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が業務を開始しなかったとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に業務が完了しなかったとき。

2 発注者は、受注者の責めに帰する事由により、本契約又は鎌倉市契約規則の定めるところにより本契約を解除したときは、受注者に別に定める額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(危険負担)

第16条 業務において使用する機材等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(かし担保責任)

第17条 発注者は、業務完了した目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求するものとし、受注者はこれに応じなければならない。

2 前項のかし担保の期間は、業務完了の日から起算して1年間とする。ただし、かしの原因が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、かし担保の期間は、業務完了の日から起算して10年間とする。

(発注者の契約解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このために受注者に損害が生じてもその責は負わないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に委託業務が完了する見込みがないとき、又はその他の契約条項に違反し、本契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、事業計画で示した箇所付工事の設計が遅延し、工期までに工事が実施できないとき。
- (3) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき、又は資格がない者となったとき。
- (4) 受注者が所在不明となったとき。

(5) 第4条及び第10条の規定に基づく検査の結果、不合格となり、再度の検査においても不合格となったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、既に履行済みの部分に関する精算報告書を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。

(受注者の契約解除権)

第19条 本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため、契約金額が原契約の3分の1以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の2分の1以上短縮したとき。
- (3) 発注者が本契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいい。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第21条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（談合その他不正行為による解除）

第22条 本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は本契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかつた場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）がされたとき。

(2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同法第7条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかつた場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））がされたとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（契約内容の変更）

第23条 契約金額、契約期間又は仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは発注者及び受注者が協議のうえ、変更契約書を締結するものとする。

（協議事項）

第24条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第25条 本契約に関する争いについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 「参考」

### 議決通知書兼本契約成立通知書

鎌教委学施第1127号  
平成30年10月11日

横浜市西区北幸二丁目15番15号  
株式会社総企画設計 横浜支店  
支店長 青木 寿昭 様

鎌倉市長 松尾 崇

次のとおり通知します。

契約の件名	鎌倉市立小中学校トイレ環境改善業務委託 (仮契約締結日 平成30年8月20日)
議決年月日	平成30年9月28日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成30年9月28日
契約期間	2018年9月28日から2021年2月26日まで
契約金額	¥1,647,410,400円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
施行場所	鎌倉市立小中学校10校 1 第二小学校 鎌倉市二階堂878番地 2 深沢小学校 鎌倉市梶原一丁目11番1号 3 富士塚小学校 鎌倉市上町屋810番地 4 今泉小学校 鎌倉市今泉二丁目13番1号 5 植木小学校 鎌倉市植木1番地 6 第一中学校 鎌倉市材木座六丁目19番19号 7 御成中学校 鎌倉市筈目町2番1号 8 深沢中学校 鎌倉市梶原一丁目14番1号 9 手広中学校 鎌倉市手広五丁目7番1号 10 岩瀬中学校 鎌倉市岩瀬840番地

指定管理者の指定について

鎌倉市文学館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉文学館

2 指定管理者となる団体

鎌倉市長谷一丁目 5 番 3 号

鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体

代表団体 公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団

理事長 森 田 晃 輔

3 指定の期間

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日

まで

議案第 109 号

鎌倉市国民健康保険運営基金条例の  
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市国民健康保険事業における財政状況の変動に備え、安定した事業の運営を図るため、決算剰余金の額の範囲を超えて基金に積立てができるよう、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険運営基金条例（平成14年3月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の決算上の剰余金の額の範囲内で毎年度特別会計歳入歳出の」を「歳入歳出」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第11号）

令和 2 年度鎌倉市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,173,585 千円  
を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,546,816 千  
円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」  
による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 市税		千円 35,820,244	千円 △14,506	千円 35,805,738
5 市民税		17,774,669	129,678	17,904,347
10 固定資産税		13,763,742	△171,273	13,592,469
15 軽自動車税		165,515	4,116	169,631
20 市たばこ税		708,240	47,700	755,940
30 都市計画税		3,408,078	△24,727	3,383,351
10 地方譲与税		314,137	△24,830	289,307
8 地方揮発油譲与税		75,000	△7,000	68,000
10 自動車重量譲与税		225,000	△18,000	207,000
15 地方道路譲与税		0	1	1
20 森林環境譲与税		14,137	169	14,306
16 配当割交付金		202,000	△4,000	198,000
5 配当割交付金		202,000	△4,000	198,000
17 株式等譲渡所得割交付金		220,000	△90,000	130,000
5 株式等譲渡所得割交付金		220,000	△90,000	130,000
19 地方消費税交付金		3,595,300	△107,900	3,487,400
5 地方消費税交付金		3,595,300	△107,900	3,487,400
20 ゴルフ場利用税交付金		24,000	△6,000	18,000
5 ゴルフ場利用税交付金		24,000	△6,000	18,000
30 自動車取得税交付金		0	23	23
5 自動車取得税交付金		0	23	23
31 環境性能割交付金		96,250	△45,470	50,780
5 環境性能割交付金		96,250	△45,470	50,780
33 地方特例交付金		139,000	15,903	154,903
5 地方特例交付金		139,000	15,903	154,903
45 分担金及び負担金		336,487	△68,095	268,392

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
	5 負担金	336,487	△68,095	268,392
50	使用料及び手数料	1,219,058	△413	1,218,645
	5 使用料	445,787	△1,893	443,894
	10 手数料	753,271	4,980	758,251
	15 証紙収入	20,000	△3,500	16,500
55	国庫支出金	29,263,160	△634,911	28,628,249
	5 国庫負担金	7,261,758	△125,005	7,136,753
	10 国庫補助金	21,953,085	△509,907	21,443,178
	15 委託金	48,317	1	48,318
60	県支出金	4,248,333	△283,796	3,964,537
	5 県負担金	2,934,495	△185,206	2,749,289
	10 県補助金	929,498	△98,590	830,908
65	財産収入	429,330	△287,678	141,652
	5 財産運用収入	106,263	7,879	114,142
	10 財産売払収入	323,067	△295,557	27,510
70	寄附金	1,130,259	107,690	1,237,949
	5 寄附金	1,130,259	107,690	1,237,949
75	繰入金	3,632,325	△2,866,324	766,001
	5 基金繰入金	3,630,325	△2,869,995	760,330
	10 他会計繰入金	2,000	3,671	5,671
80	繰越金	1,222,820	1,346,018	2,568,838
	5 繰越金	1,222,820	1,346,018	2,568,838
85	諸収入	958,698	15,404	974,102
	5 延滞金加算金及び過料	80,001	20,000	100,001
	25 雜入	531,497	△4,596	526,901
90	市債	2,676,000	△224,700	2,451,300

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 市債	2,676,000	△224,700	2,451,300
	歳入合計	85,720,401	△3,173,585	82,546,816

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 議会費		429,686	△10,406	419,280
	5 議会費	429,686	△10,406	419,280
10 総務費		26,374,257	630,957	27,005,214
	5 総務管理費	24,780,322	675,418	25,455,740
	10 徴稅費	750,855	△47,829	703,026
	15 戸籍住民基本台帳費	622,228	7,053	629,281
	20 選挙費	52,621	△283	52,338
	25 統計調査費	111,854	148	112,002
	30 監査委員費	56,377	△3,550	52,827
15 民生費		26,831,694	△1,438,398	25,393,296
	5 社会福祉費	12,799,940	△218,203	12,581,737
	10 児童福祉費	11,700,617	△1,212,630	10,487,987
	15 生活保護費	2,330,002	△7,565	2,322,437
20 衛生費		7,195,073	△173,531	7,021,542
	5 保健衛生費	3,154,160	△53,847	3,100,313
	10 清掃費	3,749,946	△93,830	3,656,116
	15 環境対策費	290,967	△25,854	265,113
25 労働費		82,286	127	82,413
	5 労働諸費	82,286	127	82,413
30 農林水産業費		140,035	△5,781	134,254
	5 農業水産業費	140,035	△5,781	134,254
35 商工費		1,880,386	△11,284	1,869,102
	5 商工費	1,880,386	△11,284	1,869,102
40 観光費		294,381	△74,257	220,124
	5 観光費	294,381	△74,257	220,124
45 土木費		7,816,476	△602,807	7,213,669

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 土木管理費	千円 1,549,676	千円 △82,064	千円 1,467,612
	10 道路橋りょう費	921,364	△65,138	856,226
	15 河川費	201,256	△125,254	76,002
	20 都市計画費	4,920,548	△304,423	4,616,125
	25 住宅費	223,632	△25,928	197,704
50	消防費	2,935,620	21,231	2,956,851
	5 消防費	2,935,620	21,231	2,956,851
55	教育費	7,842,942	△1,490,200	6,352,742
	5 教育総務費	2,725,226	△871,283	1,853,943
	10 小学校費	1,928,836	△332,225	1,596,611
	15 中学校費	1,226,514	△121,346	1,105,168
	20 社会教育費	1,559,530	△148,833	1,410,697
	25 保健体育費	402,836	△16,513	386,323
60	公債費	3,835,885	△19,799	3,816,086
	5 公債費	3,835,885	△19,799	3,816,086
65	諸支出金	11,680	563	12,243
	5 土地開発公社費	11,680	563	12,243
	歳出合計	85,720,401	△3,173,585	82,546,816

第2表 繼続費補正

1 廃 止

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
15 民生費	10 児 童 福 祉 費	(仮称) おなり 子 ど も の 家 等 耐 震 改 修 及 び 増 築 事 業	316,393	千円 2	千円 52,442	千円	—	千円 —
				3	52,442	—	—	—
				4	211,509	—	—	—

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉芸術館非常用発電機 直流電源装置修繕事業	千円 12,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	大船駅東口 ペデストリアンデッキ修繕事業	59,250
45 土木費	15 河川費	河川維持修繕工事 (普通河川二階堂川)	6,485
45 土木費	20 都市計画費	短期的観光渋滞対策関連調査事業	19,000
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉市緑の基本計画改訂事業	3,971
45 土木費	20 都市計画費	(仮称)常盤緑地復旧事業	12,980
55 教育費	10 小学校費	小学校保健特別対策事業	20,400
55 教育費	15 中学校費	中学校保健特別対策事業	10,800

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 88,400	普通貸借または証券発行。 事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 72,100	普通貸借または証券発行。 事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
社会福祉施設整備事業費	171,100	同 上	同 上	同 上	65,200	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	328,100	同 上	同 上	同 上	390,000	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	512,300	同 上	同 上	同 上	512,000	同 上	同 上	同 上
防災対策事業	0	同 上	同 上	同 上	51,300	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業費	1,056,000	同 上	同 上	同 上	829,000	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費	137,700	同 上	同 上	同 上	149,300	同 上	同 上	同 上
合 計	2,676,000				2,451,300			

令和 2 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第12号）

令和 2 年度鎌倉市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,124 千円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,566,940 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」  
による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」によ  
る。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
80 繰越金		2,568,838	20,124	2,588,962
5 繰越金		2,568,838	20,124	2,588,962
歳 入 合 計		82,546,816	20,124	82,566,940

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 民生費		25,393,296	7,997	25,401,293
	5 社会福祉費	12,581,737	7,997	12,589,734
55 教育費		6,352,742	12,127	6,364,869
	5 教育総務費	1,853,943	12,127	1,866,070
歳 出 合 計		82,546,816	20,124	82,566,940

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
機 構 改 革 に 伴 う 什 器 備 品 移 設 事 業 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	3,219 千円
鎌倉文学館管理運営事業費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	142,388

令和 2 年度鎌倉都市計画事業大船駅  
東口市街地再開発事業特別会計  
補正予算（第 1 号）

令和 2 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会  
計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,041 千円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,741 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」  
による。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 繼入金		10,190	1,030	11,220
5 他会計繰入金		10,190	1,030	11,220
15 繰越金		2,000	1,011	3,011
5 繰越金		2,000	1,011	3,011
歳 入 合 計		18,700	2,041	20,741

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 事業費		千円 17,700	千円 2,041	千円 19,741
	5 事業費	17,700	2,041	19,741
	歳 出 合 計	18,700	2,041	20,741

令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第 4 号）

令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 419,214 千円を  
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,303,851 千円  
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」  
による。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 国庫支出金		千円 11,980	千円 54,748	千円 66,728
	10 国庫補助金	11,980	54,748	66,728
30 県支出金		11,290,375	△475,153	10,815,222
	3 県負担金・補助金	11,290,375	△475,153	10,815,222
40 繰入金		1,583,722	△85,497	1,498,225
	5 他会計繰入金	1,583,722	△85,497	1,498,225
45 繰越金		2,000	86,688	88,688
	5 繰越金	2,000	86,688	88,688
歳 入 合 計		16,723,065	△419,214	16,303,851

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 総務費		275,169	△19,397	255,772
	5 総務管理費	198,074	△20,628	177,446
	10 徴収費	76,448	1,231	77,679
10 保険給付費		10,990,313	△384,046	10,606,267
	5 療養諸費	9,744,990	△416,046	9,328,944
	10 高額療養費	1,182,999	30,000	1,212,999
	25 葬祭諸費	10,000	2,000	12,000
11 国民健康保険事業費納付金		5,021,191	0	5,021,191
	5 医療給付費分	3,293,916	0	3,293,916
	10 後期高齢者支援金等分	1,231,875	0	1,231,875
25 保健事業費		166,806	△8,675	158,131
	3 特定健康診査等事業費	155,660	△8,675	146,985
30 諸支出金		59,580	△7,096	52,484
	5 償還金利子及び還付加算金	59,580	△7,096	52,484
歳 出 合 計		16,723,065	△419,214	16,303,851

令和 2 年度鎌倉市介護保険事業  
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、  
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 598,011 千円を追  
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,664,076 千円と  
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」  
による。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 介護保険料		3,636,362	55,167	3,691,529
15 国庫支出金	5 介護保険料	3,636,362	55,167	3,691,529
20 県支出金	5 国庫負担金	3,712,460	251,369	3,963,829
25 支払基金交付金	10 国庫補助金	2,853,041	73,484	2,926,525
30 財産収入		859,419	177,885	1,037,304
40 繰入金	5 県負担金	2,413,373	83,526	2,496,899
45 繰越金	15 県補助金	2,284,057	88,866	2,372,923
		129,316	△5,340	123,976
	5 支払基金交付金	4,409,042	150,489	4,559,531
	5 財産運用収入	4,409,042	150,489	4,559,531
	5 一般会計繰入金	2,122	401	2,523
	10 基金繰入金	2,122	401	2,523
	5 繰越金	2,881,495	△154,555	2,726,940
	5 繰越金	2,660,203	△1,812	2,658,391
	10 基金繰入金	221,292	△152,743	68,549
	5 繰越金	11,195	211,614	222,809
	5 繰越金	11,195	211,614	222,809
	歳 入 合 計	17,066,065	598,011	17,664,076

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 381,008	千円 △31,611	千円 349,397
10 保険給付費	5 総務管理費	381,008	△31,611	349,397
12 地域支援事業費	5 介護サービス等諸費	15,806,450	332,900	16,139,350
25 基金積立金	5 地域支援事業費	855,284	△37,828	817,456
30 諸支出金	5 基金積立金	11,922	280,240	292,162
		11,922	280,240	292,162
	歳 出 合 計	11,201	54,310	65,511
		11,201	54,310	65,511
		17,066,065	598,011	17,664,076

令和 2 年度鎌倉市後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 117,806 千円を  
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,880,194 千円と  
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」  
による。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 後期高齢者医療保険料		千円 3,630,789	千円 △161,987	千円 3,468,802
10 繰入金	5 後期高齢者医療保険料	3,630,789	△161,987	3,468,802
15 繰越金	5 一般会計繰入金	2,339,341	4,106	2,343,447
	5 繰越金	2,000	40,075	42,075
	歳 入 合 計	5,998,000	△117,806	5,880,194

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 93,774	千円 △666	千円 93,108
10 広域連合納付金	5 総務管理費	93,774	△666	93,108
15 諸支出金	5 広域連合納付金	5,889,226	△120,811	5,768,415
10 繰出金		13,000	3,671	16,671
	歳 出 合 計	1,000	3,671	4,671
		5,998,000	△117,806	5,880,194

令和 2 年度鎌倉市後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,583 千円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,889,777 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」  
による。

令和 3 年（2021 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8 県支出金		0	1,586	1,586
	5 県補助金	0	1,586	1,586
10 繰入金		2,343,447	7,997	2,351,444
	5 一般会計繰入金	2,343,447	7,997	2,351,444
	歳 入 合 計	5,880,194	9,583	5,889,777

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 総務費		93,108	9,583	102,691
	5 総務管理費	93,108	9,583	102,691
	歳 出 合 計	5,880,194	9,583	5,889,777

令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計  
補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定量）（補正予定量） （計）

4 主要な建設改良費

（1）管渠事業費 209,549千円 24,205千円 233,754千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額）（補正予定額） （計）

収 入

第 1 款 下水道事業収益 7,028,876千円 128,584千円 7,157,460千円

第 1 項 営業収益 2,936,685千円 △126,421千円 2,810,264千円

第 2 項 営業外収益 4,092,191千円 255,005千円 4,347,196千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用 6,905,456千円 △189,868千円 6,715,588千円

第 1 項 営業費用 6,153,436千円 △127,268千円 6,026,168千円

第 2 項 営業外費用 747,020千円 △62,600千円 684,420千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,740,301千円は、当年度分損益勘定留保資金1,516,969千円、繰越利益剰余金50,273千円及び当年度利益剰余金処分額173,059千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,125,094千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,667千円、当年度分損益勘定留保資金583,311千円、繰越利益剰余金処分額263,096千円及び当年度利益剰余金処分額255,020千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,119,070千円	629,571千円	2,748,641千円
第1項 企業債	1,388,300千円	3,300千円	1,391,600千円
第2項 他会計補助金	696,052千円	605,771千円	1,301,823千円
第3項 国庫補助金	28,000千円	20,500千円	48,500千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,859,371千円	14,364千円	3,873,735千円
第1項 建設改良費	337,205千円	14,364千円	351,569千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,388,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、見直し方で借り入れる政府資金及び地方団体機関にて、見直しを行った後においては、当該見直後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他には、借り入れから期間を含め、40年償還する。なお、市財政合に据置及び期限を縮しくして償たは低利に借り替することができる。	千円 1,391,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、見直し方で借り入れる政府資金及び地方団体機関にて、見直しを行った後においては、当該見直後の利率)	政府資金については、貸付銀行その他に入から期間を含め、40年償還する。市財政合に据置及び期限を縮しくして償たは低利に借り替することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	346,904千円	△12,901千円	334,003千円

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条本文中「繰越利益剰余金のうち50,273千円及び当年度利益剰余金173,059千円」を「繰越利益剰余金263,096千円及び当年度利益剰余金のうち255,020千円」に改め、減債積立金の処分額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	223,332千円	294,784千円	518,116千円

令和3年（2021年）2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇